

高等専門学校 在学中に奨学金を希望する皆さんへ

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2023年度在学者用

貸与奨学金案内

(高等専門学校)

貸与奨学金とは
どんな制度かな？

⇒6ページへ

申込みの
資格や基準は？

⇒9ページへ

申込手続きが
知りたい。

⇒25ページへ

採用された後に
必要な手続きは？

⇒42ページへ



スカラネット
入力下書き用紙

確認書兼個人情報情報の
取扱いに関する同意書

在中

無利子貸与奨学金（定期採用・緊急採用）

■ 第一種奨学金

有利子貸与奨学金（定期採用・応急採用）

■ 第二種奨学金

■ 入学時特別増額貸与奨学金



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

2023年4月1日

目次

	ページ
貸与奨学金案内 ダイジェスト	4
はじめに 貸与奨学金を希望する皆さんへ	5
第1部 貸与奨学金制度の概要	
1. 貸与奨学金の種類と貸与額	6
2. 募集時期	8
3. 対象者	9
4. 貸与奨学金の申込資格	9
5. 貸与奨学金の選考基準	10
6. 貸与奨学金の交付	14
7. 貸与期間	14
8. 利率	15
9. 元利均等返還	15
10. 返還方式	16
11. 個人情報情報機関の登録と利用等についての同意	18
12. 保証制度	20
第2部 申込手順等	
1. 申込みの流れ	25
2. 申込手順	25
3. 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ	29
4. 収入状況の確認	30
5. 特別控除に関する証明書類	37
6. スカラネットによる申込み	38
第3部 奨学金の貸与開始～返還	
1. 採用決定	42
2. 奨学生採用に係る書類の交付	42
3. 「返還誓約書」の提出	43
4. 奨学金貸与中の手続き・注意事項	43
5. 貸与終了後の返還	45
資料 奨学金の返還を延滞した場合	49
参考1 機関保証制度の保証料（目安）	50
参考2 機関保証制度の「保証委託約款」	52

- ◆「スカラネット入力下書き用紙」は30～31ページの間に挟みこんでいます。
- ◆「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」は巻末（53～56ページ）に掲載しています。

説明を読みながら「スカラネット入力下書き用紙」、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」に必要な事項を記入してください。

【本冊子の用語】

機構	独立行政法人日本学生支援機構
あなた	貸与奨学金に申し込む学生本人
中学校等	中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（盲・ろう・養護学校）の中学部
公庫	株式会社日本政策金融公庫
マイナンバー	マイナンバー（個人番号）
社会的養護を必要とする人	18歳となる前日に（奨学金申込時点で18歳になっていない人の場合は、奨学金申込時点で）次の児童養護施設等に入所して（養育されて）いた人 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネット（スカラネット）により行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」（※）に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

貸与奨学金案内 ダイジェスト

本冊子で説明している内容をピックアップしました。

貸与奨学金の募集時期はいつですか？

原則、春と秋に在学を通過して奨学生の募集を行います。在学時に必ず確認して募集時期を逃さないように注意してください。

貸与奨学金にはどのような種類がありますか？

無利子「第一種奨学金」と、有利子「第二種奨学金」があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります。（詳細は6～7ページ）
「第二種奨学金」及び「入学時特別増額貸与奨学金」の利率については15ページを参照してください。
※高等専門学校の1年生～3年生は「第一種奨学金」のみ申込み可能です。

どのような人が借りられますか？

2023年度に国内の高等専門学校に在学している人が対象です。（詳細は9ページ）
貸与基準（学力・家計・人物）により選考を行います。第二種奨学金は、第一種奨学金に比べ貸与基準が緩やかです。（詳細は10～11ページ）
第一種奨学金：特に優れた学生等であって経済的に修学が著しく難しいと認められる人。
第二種奨学金：優れた学生等であって経済的に修学が難しいと認められる人。

生計維持者とはどのような人ですか？

あなたの生計を維持する人で、原則は父母両方、父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人となります。（詳細は12ページ）

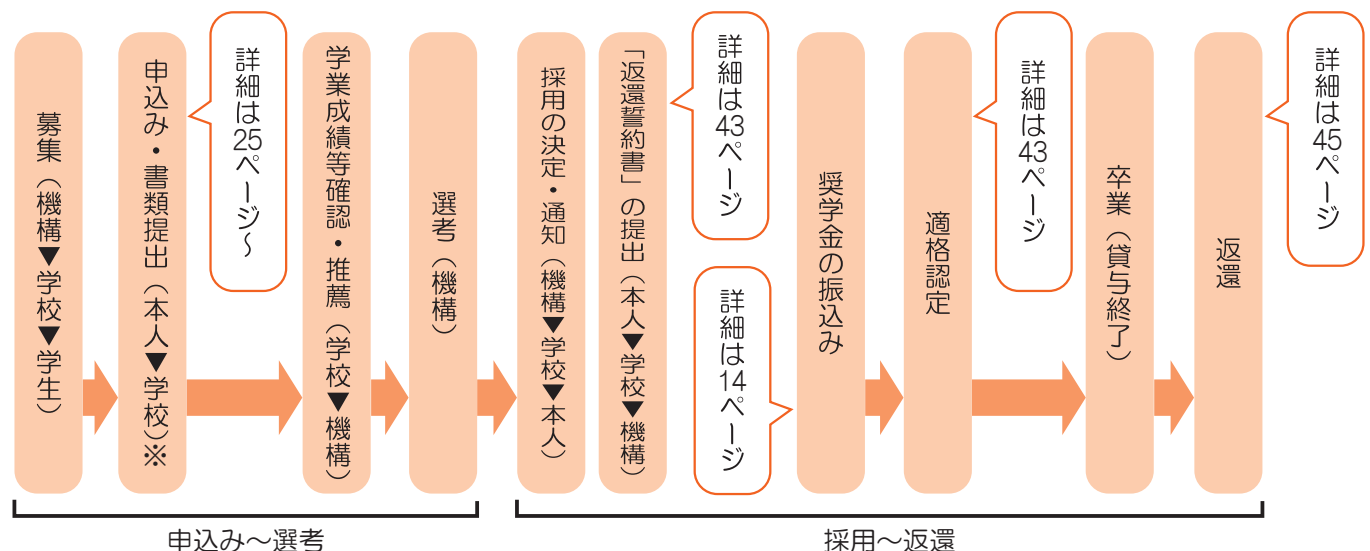
保証制度にはどのような種類がありますか？

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあります。奨学金を申し込む時に、どちらか一方を選択します。（詳細は20～24ページ）
※第一種奨学金で所得連動返還方式を選択した人は機関保証制度のみとなります。

返還方式にはどのような種類がありますか？

「第一種奨学金」を申し込む場合は「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」のいずれかを選択します。（詳細は16～17ページ）
※第二種奨学金は定額返還方式のみとなります。

●奨学金の申込みから返還開始までの流れ



※マイナンバー関係書類は申込者本人が直接機構に郵送（簡易書留）

機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生・生徒が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

★貸与奨学金を申し込む機会は、次のとおりです。

在学採用……………高等専門学校へ進学後に高等専門学校の窓口で申し込みます。

この冊子では、返還の必要がある貸与奨学金（借入金）の「在学採用」について説明しています。

この冊子をよく読んで、貸与奨学金制度について理解したうえで申込みを行ってください。

また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、貸与奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。

貸与奨学金（借入金）について

機構の奨学金（借入金）を申し込む際に、知っておいて欲しい点をいくつか説明します。

- (1) 貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
- (2) 貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。
- (3) 奨学金の貸与を受けるのはあなたです。返還義務もあなたにあります。
- (4) 貸与奨学生が学校を卒業してから返還するお金が、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。
- (5) 返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予（返還期日を先送り）する制度等があります。
- (6) 入学時特別増額貸与奨学金は単独での申込みはできません。必ず第一種奨学金又は第二種奨学金と併せて申し込みます。
- (7) 貸与奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。



貸与奨学金と給付奨学金（在学採用）の両方に申し込む予定の人へ

給付奨学金対象校に在籍している人が貸与奨学金と給付奨学金（在学採用）両方の申込みを希望する場合は、本冊子に加えて別冊子「給付奨学金案内」も在学採用から受け取り、給付奨学金制度についても理解したうえで申込みを行ってください。

貸与奨学金と給付奨学金（在学採用）を同時に申し込む人は1回のスカラネットの入力で申し込むことができますので、「給付奨学金案内」に挟み込まれている「スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与同時申込み）用】」を利用してください。

なお、給付奨学金（家計急変採用）の申込みを希望する人が貸与奨学金を同時に申し込む場合は、2回スカラネットの入力が必要です。

申込みに必要な書類は下表を参考に、各奨学金案内を十分に確認してください。（「－」は不要な書類）

必要書類	貸与奨学金	給付奨学金	備考
確認書（兼同意書）	●	●	全員（それぞれ提出必要）
マイナンバー関係書類		●	全員（※）
在留資格及び在留期限が明記されている証明書		●	該当者のみ（※）
施設等在籍証明書等		●	該当者のみ（※）
収入に関する証明書類	●	－	該当者のみ
特別控除証明書類	●	－	該当者のみ

（※）貸与奨学金と給付奨学金（在学採用）を同時に申し込む場合は1部のみで可

第1部

貸与奨学金制度の概要

1 貸与奨学金の種類と貸与額

奨学金の種類は次の3種類があります。

奨学金の種類	利子	申込可能学年	貸与の方法	
第一種奨学金	無利子	全学年 専攻科	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み
第二種奨学金	有利子	4・5年生 専攻科	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み
入学時特別増額 貸与奨学金	有利子	4・5年次編入学時又は 専攻科入学時のみ	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額 して1回だけ振込み

※第一種奨学金と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。

併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込む場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

※入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金又は第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については15ページ **8** を参照。

(1) 第一種奨学金

入学年度によって、適用される貸与月額が異なります。また、学年（1～3年生、4・5年生及び専攻科）、設置者（国公立、私立）、通学形態（自宅、自宅外）別に定められた金額から選択できます。なお、途中年次への編入学者、転学者は、編入学や転学前に在籍していた学校に入学した時を入学年月とします。

自宅外通学の人は自宅通学の月額も選択可能です（4・5年生及び専攻科で給付奨学金（2019年度以前より受給のものを除く）受給中の場合は、給付奨学金の通学形態と同じになります）。

給付奨学金（2019年度以前のものを除く）受給中の場合は、貸与月額が調整されます（詳細は7ページ）。

【2018年度以降入学者の貸与月額】

学年	月額の種類	国・公立		私立	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外
1～3年生		21,000円 10,000円	22,500円 10,000円	32,000円 10,000円	35,000円 10,000円
4・5年生 専攻科 ※「4・5年生」は 2018年度以降入 学者が4・5年生 に進級した時に適 用	最高月額	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	最高月額 以外の月額	30,000円 20,000円	40,000円 30,000円 20,000円	40,000円 30,000円 20,000円	50,000円 40,000円 30,000円 20,000円

※本科1～3年生は、申込時に1～3年生時の月額と4年生進級後の月額をそれぞれ選択します。

※最高月額は、併用貸与の家計基準に該当する場合のみ利用可能です。

※「自宅通学」とは、学生等が生計維持者（原則父母）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。

※「自宅外通学」とは、以下ア～オのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。

※申込時に「自宅外通学」の月額を選択できる人は、2023年4月の時点から申込日時点までの通学形態が「自宅外通学」である場合に限りです。

- ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

【2017年度以前入学者の貸与月額】

学年	国・公立				私立			
	自宅		自宅外		自宅		自宅外	
1～3年生	10,000円	21,000円	10,000円	22,500円	10,000円	32,000円	10,000円	35,000円
4・5年生 専攻科	30,000円	45,000円	30,000円	51,000円	30,000円	53,000円	30,000円	60,000円

※本科1～3年生は、申込時に1～3年生時の月額のみを選択します。4年生進級後には、上表の矢印のとおり増額されます。2018年度以降入学者は、スカラネットで選択した「4・5年生」の月額にもとづき増額されます。

【給付奨学金（2019年度以前より受給のものを除く）受給中の第一種奨学金の貸与月額】（4・5年生及び専攻科）

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあるので注意してください。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金を同時に希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行いますが、精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

給付奨学金 の区分	国・公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円、 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円

- （注1）生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。
- （注2）30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます（2017年度以前入学者は、20,000円を選択できません）。
- （注3）上表の貸与月額にかかる機関保証料の目安は、機構ホームページに4月以降掲載予定です。
- （注4）給付奨学金の申込時に「自宅外通学」を選択し、「自宅外通学」の書類審査が完了していない場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、自宅外月額へ変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。

(2) 第二種奨学金（4・5年生及び専攻科のみ）

貸与月額 2万円から12万円まで の間で1万円単位で額を選択できます。

※第二種奨学金については給付奨学金受給による貸与月額の調整（併給調整）はありません。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金）（4・5年次編入時及び専攻科入学時のみ）

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として 10万円から50万円まで の10万円単位で額を選択できます。

申込みは4・5年次編入学時又は専攻科入学時の1回に限ります。

同時に申し込む第一種奨学金・第二種奨学金の貸与始期を入学年月と同一にする必要があります。

2 募集時期

採用の種類には、次の「定期採用」と「緊急採用・応急採用」の2種類があり、募集時期が異なります。

申込期限を在学期に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください（申込期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。

(1) 定期採用

原則、春（一次採用）及び秋（二次採用）に在学期を通じて奨学生の募集を行います。貸与奨学金の種類ごとの貸与始期、貸与終期は下表のとおりです。

貸与奨学金の種類	申込可能学年	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
第一種奨学金【無利子】	全学年専攻科	(春) 2023年4月 (秋) 2023年10月	原則として卒業予定期
第二種奨学金【有利子】	4・5年生専攻科	(春) 2023年4月～9月の間で希望する月 (秋) 2023年10月～2024年3月の間で希望する月	原則として卒業予定期
入学時特別増額貸与奨学金【有利子】	(注1)	入学月(注2)	

(注1) 入学時特別増額貸与奨学金は、4・5年次編入学時及び専攻科入学時に限り、申し込むことが可能です。

(注2) 入学時特別増額貸与奨学金を第二種奨学金と同時に申し込む場合、第二種奨学金の貸与始期は、編入学年月又は専攻科入学年月と同一にする必要があります（例：編入学年月が2023年4月の場合、第二種奨学金の貸与始期も2023年4月）。貸与始期が入学年月と同一でない場合、入学時特別増額貸与奨学金に申し込みできません。

※2023年度秋季入学者の貸与始期及び貸与終期は学校へご確認ください。



重要

定期採用における家計の審査は原則生計維持者のマイナンバーを利用して行います。マイナンバーは申込時に提出する必要があります。

(2) 緊急採用・応急採用

生計維持者（原則父母）の失業、破産、事故、病気、死亡等又は震災、風水害、火災等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生を対象とするものです。

随時募集を行っていますので在学期に相談してください（ただし、家計急変の事由が発生した月の翌月を起点として12か月以内に申し込む必要があります）。貸与奨学金の種類ごとの貸与始期、貸与終期は下表のとおりです。

貸与奨学金の種類	申込可能学年	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
緊急採用（第一種奨学金） 【無利子】	全学年 専攻科	家計急変の事由が発生した月 ～2024年3月の間で希望する月	2024年3月
応急採用（第二種奨学金） 【有利子】	4・5年生 専攻科	家計急変の事由が発生した月 ～2024年3月の間で希望する月	原則として 卒業予定期
入学時特別増額貸与奨学金【有利子】	(注2)		

(注1) 家計急変の事由の発生した月が2023年4月より前の場合は、家計急変の生じた月まで貸与始期をさかのぼることができます。ただし、2023年度入学者は、入学月より前にさかのぼることができません。また、2023年度4年次進級者は、家計急変の事由の発生した月が2023年4月より前の場合、応急採用（第二種奨学金）については、進級月より前にさかのぼることができません（1～3年生は応急採用（第二種奨学金）対象外のため）。

家計急変の事由が発生した月が2023年5月以降の場合は、応急採用（第二種奨学金）に限り、2023年4月まで貸与始期をさかのぼることができます。

(注2) 入学時特別増額貸与奨学金は、4・5年次編入学時及び専攻科入学時に限り、申し込むことが可能です。

(注3) 入学時特別増額貸与奨学金を緊急採用・応急採用と同時に申し込む場合、緊急採用・応急採用の貸与始期は編入学年月又は専攻科入学年月とする必要があります。

(注4) 緊急採用（第一種奨学金）は毎年願い出により原則卒業予定期まで継続できます。手続きについては在学期へお問い合わせください。



重要

緊急採用・応急採用については、事由発生前後1年間の家計を確認するため、マイナンバーによる収入情報の取得は行いません。家計の審査は証明書類によって行います。取得すべき証明書については在学期に確認してください。ただし、申込者本人のマイナンバーを採用後に提出する必要があります（42ページ 2 参照）。

3 対象者

2023年度に国内の高等専門学校に在学している人が対象です。

4 貸与奨学金の申込資格

経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、次の①～④に該当する人は、記載内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認してください。

①留年中等の人

留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する期間等は申込みできません。

②過去に奨学金の貸与を受けたことがある人

ア. 奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用となります。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

Ⅰ. 過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合

Ⅱ. 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合

イ. 奨学生として採用されるまでの間に、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合は、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

ウ. 過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり申込みができない場合があります。

詳しくは14ページ **7** を参照してください。

③債務整理中の人

債務整理中の人は申込資格がありません。

④外国籍の人

外国籍の人は下表のとおり在留資格等によっては申込みができない場合があります。申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く。）を申告し、申込可能な在留資格であることの証明書を提出する必要があります（※1）。

〔在留資格等による申込資格の可否〕

国 籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3） 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者（※4）	⇒ ・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記されているもの（いずれか1点）
	上記以外（「留学」、「家族滞在」等）	⇒ 申込資格がありません

（※1） 申込日時時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。

なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※2） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※4） 「定住者」について、永住者又は永住者の配偶者等に準すると当該者の在学校の長が認めたものに限りです。将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。また、申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、奨学金の貸与を受けることができません。

5 貸与奨学金の選考基準

人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を在学期が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

(1) 学力基準

※専攻科の学力基準は、在学している学校に確認してください。

[第一種奨学金（併用貸与含む）・第二種奨学金 学力基準]

「入学年度」		「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」	
＜2023年度入学者＞ （本科1年生）	いずれかに該当	①中学校における最終学年の成績の平均が、3.5以上であること。 又は高等専門学校における学習成績の結果が判明している場合は、その学習成績が本人の属する学科において、平均水準以上であること。	
		②上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。 ア．特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 イ．学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。	
＜2017～2022年度入学者＞ （本科2年生以上）	いずれかに該当	①本人の属する学科において成績が平均水準以上であること。	
		②上記①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。 ア．特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 イ．学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。	
		③高等学校卒業程度認定試験合格者であること。	
＜2016年度以前入学者＞ （本科2年生以上）	いずれに該当するか	①本人の属する学科において平均水準以上であること。	
		②高等学校卒業程度認定試験合格者であること。	
「第二種奨学金のみ」			
次の①～③いずれかに該当すること。			
① 出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。			
② 特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。			
③ 学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。			

(2) 家計基準

家計基準は、生計維持者（原則父母）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）から特別控除額等を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であることです。

収入情報は原則として、生計維持者のマイナンバーにより自治体等から取得します。一次採用（春）では2021年分（1月1日～12月31日）、二次採用（秋）では2022年分（1月1日～12月31日）の収入情報により家計基準の判定をします。

生計維持者の説明については12ページを参照してください。

【第一種奨学金・第二種奨学金（併用貸与含む） 家計基準】

「入学年度」		「第一種奨学金のみ」	
＜2017年度以降入学者＞	いずれかに該当	①申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。	
		②生計維持者の住民税が非課税（市町村民税所得割額が〇円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）のいずれかであること。	
＜2016年度以前入学者＞	申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。		
「第二種奨学金のみ」又は「併用貸与」			
申込時の生計維持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。			

- (注1) 併用貸与の学力基準及び家計基準については、第一種奨学金及び第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込む場合も適用されます。
- (注2) 一度退学・除籍後に途中年次へ再入学した人は、入学年度の取扱いについて、在学学校に確認してください。
- (注3) 住民税が非課税（市町村民税所得割額が0円）である世帯については、マイナンバーにより生計維持者の所得割額情報を取得のうえ、確認します（マイナンバーが提出できない場合は、別途、市町村民税所得割額が0円と記載のある非課税証明書の提出が必要となります）。
- (注4) 生活保護受給世帯の者であることについては、マイナンバーにより生計維持者の情報を取得のうえ、確認します（マイナンバーが提出できない場合は、別途、保護受給額が記載された「生活保護決定（変更）通知書」の提出が必要となります）。
- (注5) 社会的養護を必要とする者であることについては、証明書類の提出が必要です。32ページを参照してください。

【年収・所得の上限額の目安】

下表は、3人世帯及び4人世帯の年間の収入・所得の上限の目安です。収入基準額は、世帯構成や収入状況によって異なりますので、下表はあくまでも目安としてご利用ください。

その他の世帯人数の年収・所得の上限額の目安は機構ホームページに掲載しています。

（単位：万円）

学年	設置者	世帯人数	通学形態	給与所得者の世帯＜年間の収入金額＞			給与所得以外の世帯＜年間の所得金額＞		
				第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
1～3年生	国・公立	3人	自宅	576	—	—	229	—	—
			自宅外	619	—	—	259	—	—
		4人	自宅	665	—	—	291	—	—
			自宅外	707	—	—	321	—	—
	私立	3人	自宅	646	—	—	278	—	—
			自宅外	689	—	—	308	—	—
4・5年生及び専攻科	国・公立	3人	自宅	582	978	555	233	570	214
			自宅外	623	1,007	596	262	599	243
		4人	自宅	660	1,062	632	288	654	268
			自宅外	702	1,091	673	317	683	297
	私立	3人	自宅	645	1,022	617	277	614	258
			自宅外	686	1,051	659	306	643	287
	私立	4人	自宅	723	1,106	695	332	698	312
			自宅外	765	1,135	736	361	727	341

日本学生支援機構ホーム≫奨学金（すべてを見る）≫JASSOの奨学金≫貸与奨学金（返済必要）≫

- ・第一種奨学金（無利子で借りる）≫第一種奨学金の家計基準
- ・第二種奨学金（有利子で借りる）≫第二種奨学金の家計基準
- ・第一種・第二種併用貸与の奨学金≫第一種・第二種併用貸与の家計基準



第一種奨学金の目安



第二種奨学金の目安



併用貸与の目安



【生計維持者】

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。下表に生計維持者となる人の例を示しますが、**詳細は機構のホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ & A」を確認してください。**

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html

Ⅰ 父母ともにいる場合（例）		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・あなた自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
Ⅱ 父母が離婚調停中（例）		生計維持者
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）
Ⅲ 父母が離婚（例）		生計維持者
1	父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	原則父母（2名） ※あなたと別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）を生計維持者とすることができます。
2	父母が離婚後、再婚（事実婚含む）している	父又は母と再婚相手（2名）
Ⅳ 父母と死別、又は意識不明（例）		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
Ⅴ あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）（例）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた（1名） ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、あなた（1名）が生計維持者となります。
2	あなたが結婚しており、あなたが納税手続きにおいて配偶者を扶養している	あなた（1名）

- （注1） 生計維持者としてスカラネットで入力した人物についてマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります。
（マイナンバー提出書の人物とスカラネットで入力した人物は必ず一致する必要があります。）
- （注2） 無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合でもマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります。
※マイナンバーでの情報取得等については30～33ページを参照してください。
- （注3） 生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。
- （注4） 社会的養護を必要とする人は、そのことを証明する書類を提出してください。
※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可能です（所定様式を希望する場合は、在学校に相談してください）。
- （注5） 生計維持者を誤って申告して採用された場合、採用が取り消されることがあります。

	申込日時点の状態	生計維持者となる対象（○）、対象外（×）
例1	父：会社員（自営業）	○
	母：無収入（専業主婦など）	○
例2 1人親の場合	母又は父：会社員	○
	祖父：年金	×（注）
例3 家計を支えている人が3人以上	父：会社員（自営業）	○
	母：無収入（専業主婦など）	○
	祖父：年金	×（注）

（注） 上記の場合、祖父のマイナンバー関係書類の提出は不要。ただし父又は母のみの収入で家計を維持できず、祖父からの定期的な援助金がある場合は、援助の年額の証明が必要（本事例において祖父ではなく会社員の兄（姉）がいる場合は、祖父を兄（姉）と読み替えてください）。

[世帯人数]

世帯人数とは、同居別居にかかわらず、あなたと生計が同じ人（同一生計）の人数です。
別生計にある兄弟姉妹、祖父母などは含めません。

[入学時特別増額貸与奨学金（一時金） 家計基準]（4・5年次編入時及び専攻科入学時のみ）

項目	基準
学力基準	併せて貸与を受けることとなる奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金、併用貸与）の基準を適用。
家計基準	認定所得金額が0円以下であること。 ただし、認定所得金額が0円を超えていても、公庫の「国の教育ローン」に申込みをしたけれど利用できなかった人は、認定所得金額0円以下とみなします。

入学時特別増額貸与奨学金（29ページ **3** 参照）は、公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の学生に貸与します。

そのため、以下の公庫が定める「国の教育ローン」の要件を満たさないために、「国の教育ローン」を申し込むことができなかった世帯の学生は対象外です。

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込人世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が350万円を超えていないこと※
3. 使途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること

※一定の要件に該当する場合は、上限450万円。詳しくは日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。

公庫の融資の申込み	入学時特別増額貸与奨学金の利用
上記1～4の要件を全て満たしたが公庫の審査の結果、融資を断られた場合	○（利用できます）
上記1～4の要件を満たしており公庫の審査の結果、融資が受けられた場合	×（利用できません）
上記1～4の要件を満たさないために、融資を受けることができなかった場合	×（利用できません）

[猶予年限特例]

第一種奨学金の貸与終了後、貸与を受けた本人の収入・所得の年額が一定額以下の場合に、奨学金の返還期限を猶予する制度を期間の制限なく利用できます。

第一種奨学金の採用者のうち、申込時の生計維持者の年収・所得の合計額が次の金額以下の場合に対象となります。

- ・給与所得のみの世帯：年間収入金額300万円以下
- ・給与所得以外の世帯：収入金額から必要経費（控除分）を差し引いた金額が200万円以下

【猶予年限特例対象者の決定】

猶予年限特例の対象者となるための特別な手続きや意思表示は必要ありません。申込時の収入・所得に基づき、機構が対象者を決定します。

※返還期限猶予の適用を受ける（返還期日を先送りにする）ためには、所定の手続きが必要です（48ページ **5**（7）参照）。

6 貸与奨学金の交付

奨学金は、奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。

(1) 取扱い金融機関

奨学金の振込口座に利用できる金融機関は下表のとおりです。

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、PayPay 銀行等）、その他一部の銀行（SBI 新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

重要

- 保証制度として機関保証制度（20ページ **12** 参照）を選択し、かつ初回振込み時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の数倍にならないことがあります。
- 振込口座情報等、スカラネットの送信内容に誤りがあった場合や申込時に書類の追加提出依頼があった人等は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。

(2) 奨学金振込日

奨学金は原則、毎月11日に振り込まれます。振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日となります。また、初回振込み時は、貸与始期（8ページ **2** 参照）からの月額がまとめて振り込まれます。

詳しくは、「貸与奨学生のしおり（機構ホームページに掲載）」で確認してください。

7 貸与期間

(1) 修業年限の考え方

修業年限とは、各学校が学部・学科や課程・専攻ごとに定めている標準的な教育期間のことで、申込資格を満たす人は、修業年限内において奨学金の申込みを行うことができます。また、修業年限は奨学金の種類（第一種奨学金・第二種奨学金等）ごとに設けておらず、在籍期間中に休学期間や留学期間（貸与を受けた期間を除く）・学業不振等による留年期間があった場合には、修業年限には含まれません。なお、休学・留学期間に該当するかどうかは、当該月の初日（1日）を基準日とします。

【5年次に奨学金を申し込む場合の貸与期間】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年次												
5年次												
5年次												

休学期間については、修業年限に含まれないため、5年次修了まで貸与を受けることが可能。なお、貸与を受けていない期間（4年次）については、修業年限に含まれます。

【過去に休学期間がある場合の貸与期間】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年次												
4年次（注1）												
5年次												

休学期間は修業年限に含まれないため、修業年限は5年次の9月までとなる。

（注1）休学等の学籍異動のため同一学年を再履修している場合は留年に含まれません。

（注2）10月以降は修業年限外となりますが、修業年限後も引き続き貸与が受けられる（貸与期間の延長）ができる場合がございます。詳細につきましては在学にお問い合わせください。

(2) 再貸与について

過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（高等専門学校等）で新たに同じ種類の奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金）を希望する場合、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合がありますが、所定の要件を満たす場合、現在在学している学校の卒業予定期まで再び奨学金を受けることができます。これを再貸与といいます。

第一種奨学金の再貸与： **全ての学校区分を通じて** 1回限り再貸与可能

第二種奨学金の再貸与： **各々の学校区分において** 1回限り再貸与可能

8 利率

(1) 利率の算定方法

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、利率に上限（年3%）があります。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子です（48ページ **5**（7）参照）。

利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。

利率見直し方式：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります（将来、市場金利が上昇（下降）した場合は、貸与終了時の利率より高い（低い）利率が適用されます）。

（注1）「貸与終了時に決定した利率」とは、機構が奨学金交付のために借入れした資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です（財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます）。

（注2）借り換える財政融資資金は、利率固定方式のためのものが固定利率型、利率見直し方式のためのものが5年利率見直し型です。

(2) 増額貸与利率の算定方法

〔増額貸与利率を適用する対象者〕

入学時特別増額貸与奨学金を受けた人

〔利率の算定方法〕

基本月額に係る利率と増額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という）を加重平均して算定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

- 基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定します（どちらも年3.0%が上限です）。
- 増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします（財政融資資金の利率が年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます）。

(3) 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。

なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、在学へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって在学へお問い合わせのうえ、在学を通じて変更の手続きをしてください。

(4) 貸与が終了した後に適用される利率について

返還時に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。

9 元利均等返還

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は、元利均等返還の方法によりしますので、月賦返還における毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・据置期間（※）の利子の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

（※）貸与終了や在学猶予（48ページ **5**（7）参照）期間終了後の、返還開始までの期間。

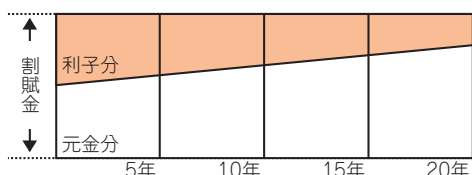
(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、返還額は一定です。

(2) 利率見直し方式における返還の概略図

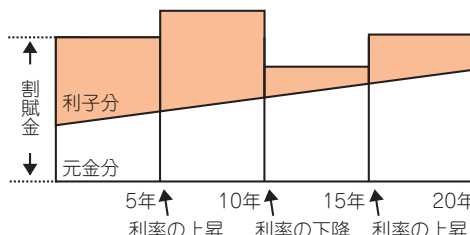
利率が5年ごとに見直されるため、返還額が増減します（残元金に対する利子も変動します）。

〔定額返還方式（※）により最長20年間で返還する場合〕



（※）「定額返還方式」の例は16ページ **10** を参照してください。

〔定額返還方式（※）により最長20年間で返還する場合〕



（注1）上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

（注2）利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

（注3）割賦方法として「月賦・半年賦併用返還」（17ページ **10**（2）参照）を選択した場合、半年賦分の返還がある1月と7月は、他の月と比べて返還額が多くなります。

10 返還方式

(1) 返還方式の種類と概要

第一種奨学金を申し込む人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を選択してください。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。

所得連動返還方式

返す月額を毎年見直し

所得に応じた月額で返還

年収:300万円 → 月額:約 8,600円
年収:450万円 → 月額:約 15,400円

特長

所得があまり高くない時でも無理のない月額で返還できるので、将来のリスクに備えられます。

定額返還方式

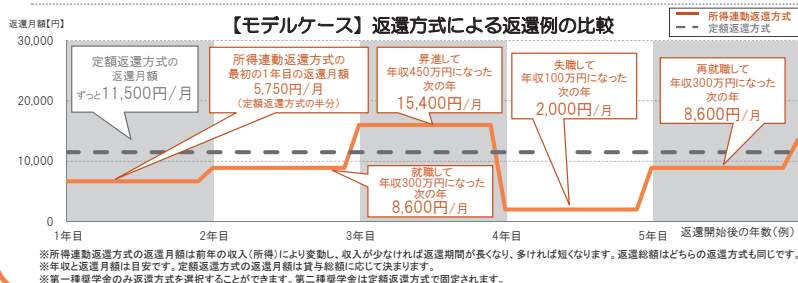
返還完了まで返す月額が同じ

借りた総額に応じた月額で返還

3万円を5年間で(180万円)借りた場合
→月額:約 11,500円(13年間)

特長

最後まで同じ月額で返還するので、返還の計画がたてやすくなります。



●所得連動返還方式と定額返還方式の概要

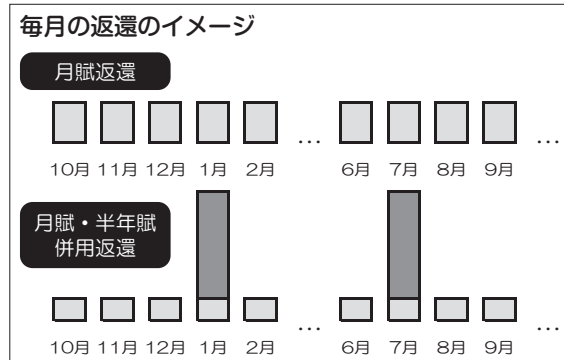
	所得連動返還方式	定額返還方式
対象となる奨学金の種類	第一種奨学金のみ	第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金
保証制度	機関保証制度(保証料が必要)のみ ※併用貸与又は併願として申し込む場合は、第一種奨学金と第二種奨学金の保証制度は同一となります。ただし、第一種奨学金を所得連動返還方式とする場合に限り、第二種奨学金について、機関保証制度又は人的保証制度のどちらかを選択することができます。 ※「併願」とは：第一種奨学金が不採用の場合、第二種奨学金の貸与を希望すること	機関保証制度、人的保証制度のいずれかを選択
返還月額の算出	毎年情報連携で取得(返還2年目以降)した前年の所得に応じて10月～翌年9月の返還月額を算出(「課税対象所得(課税総所得金額)」×9%÷12)(1円未満の端数は切り捨て) なお、返還月額の算定は、所得連動返還方式を選択した奨学金ごとに行います。 ※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。 ※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、その額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することが可能です。 ※あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得(課税総所得金額)の合計に基づき返還月額を算出します(扶養者のマイナンバーの提出が必要となります)。	貸与総額に応じて算出された返還金額(月額)により、返還完了まで返還
割賦方法	月賦返還のみ	返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 (参考) 17ページ 10 (2)
返還困難な場合	返還期限猶予制度のみ利用可能(減額返還制度は利用不可) (参考) 48ページ 5 (7)	返還期限猶予制度、減額返還制度が利用可能 (参考) 48ページ 5 (7)

※何らかの事情により奨学金申込時等にマイナンバーを提出していない場合、定額返還方式により算出した返還月額により、返還します。

(2) 「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。なお、返還誓約書で決めた割賦方法は、原則として変更できません。

- ① 月賦返還：返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法
- ② 月賦・半年賦併用返還：返還総額の半分を毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分を半年賦（1月と7月）で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法



(3) 返還方式の変更（第一種奨学金のみ）

変更内容	説明
定額返還方式 → 所得連動返還方式	- 貸与中及び貸与終了後ともに変更が可能です。 <u>人的保証制度を選択していた場合は、機関保証制度への変更手続きを同時に行う必要があります。その際、保証料の一括での支払いが必要となります。</u> - あなたのマイナンバーを提出したことがない場合は、あなたのマイナンバー及びその他確認書類の提出が必要です。 - 月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は、月賦返還に変更となります。
所得連動返還方式 → 定額返還方式	<u>貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます（貸与終了後は変更できません）。</u> なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、在学校へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって在学校にお問い合わせのうえ、在学校を通じて変更の手続きをしてください。 - 保証制度は「機関保証」が継続されます（「人的保証」への変更はできません）。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」限定であるため対象外

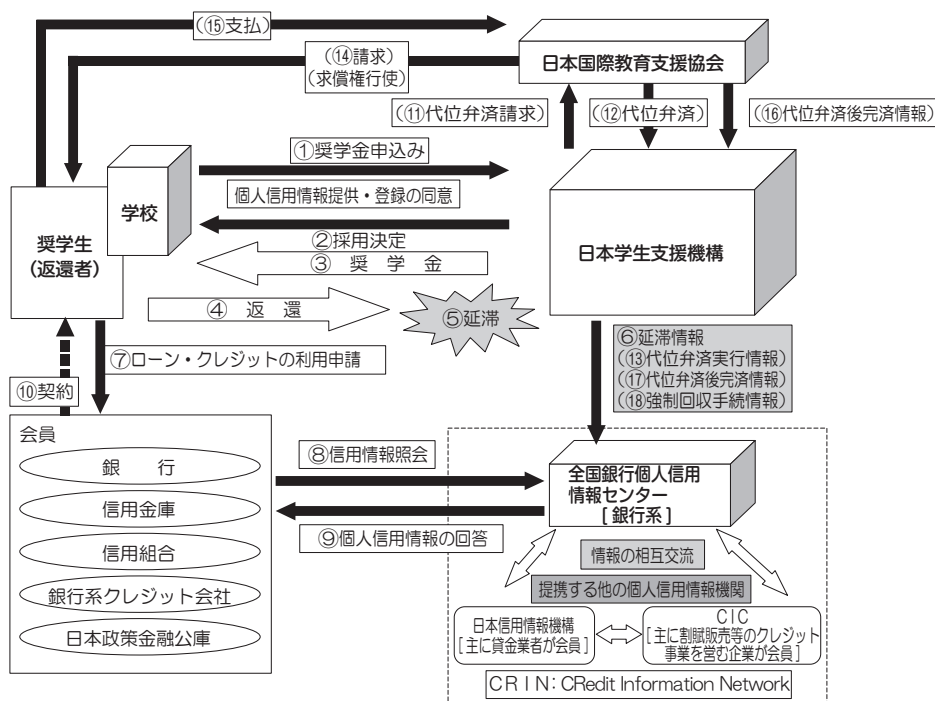
11 個人信用情報機関の登録と利用等についての同意

奨学金申込時に、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」（巻末参照）の提出が必要です。本同意条項については19ページをご覧ください。また、個人信用情報機関（※）への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- （1） 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録する対象となります。
- （2） 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- （3） 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了後から5年後に削除されます。
- （4） 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人信用情報機関とは…会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況等個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込

- ①奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上）

3. 会員による個人信用情報の利用

- ⑦ローン・クレジットの利用申請
- ⑧会員（銀行等）からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員（銀行等）による契約の判断

4. 機関保証制度加入者の例（代位弁済請求～代位弁済完済）

- ⑪代位弁済請求
- ⑫代位弁済
- ⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

5. 人的保証制度加入者の例

- ⑱個人信用情報機関への強制回収手続情報の登録

【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

（個人情報情報機関の利用・登録等）

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関

全国銀行個人情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・（株）日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp>

・（株）シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp>

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

（代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

（注）全国銀行個人情報センター、（株）日本信用情報機構、（株）シー・アイ・シーは、上記「個人情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

12 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択することが必要です。なお、どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金返還の義務を負うことに変わりはありません。

機関保証制度	人的保証制度
保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）（以下「保証機関（協会）」という。）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。 ※一定の保証料の支払いが必要です。 ※機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要です。	機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です（22ページ 12 【人的保証制度】（1）参照）。 ※必要な書類（22ページ 12 【人的保証制度】（4）参照）を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。

保証の変更について

変更内容	変更の可否及び説明
機関保証 → 人的保証	機関保証から人的保証への変更はできません。
人的保証 → 機関保証	人的保証から機関保証への変更については、以下の場合に在学を通過して願い出ることができます。 【願い出の条件】 ・返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合 ・連帯保証人又は保証人の死亡・破産等やむを得ない事情が生じたが、代わりの連帯保証人又は保証人を選任することが困難な場合 ※なお、あなたが債務整理（破産・民事再生等）を検討するような経済状況である場合は、保証の変更はできません。 【保証料】 変更する場合は、貸与始期にさかのぼり保証料を一括で支払う必要があります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

【機関保証制度】

（1）制度の概要

保証機関（協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です（原則として機構が毎月の奨学金貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います）。保証委託約款は52ページを参照してください。協会のホームページ（<http://www.jees.or.jp/>）も併せてご覧ください。

なお、第一種奨学金の返還方式（16ページ **10**（1）参照）を「所得連動返還方式」とする場合、必ず機関保証制度を選択する必要があります。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。この「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

（参考）「返還誓約書」の提出の説明は43ページ **3**

（2）保証範囲と保証期間

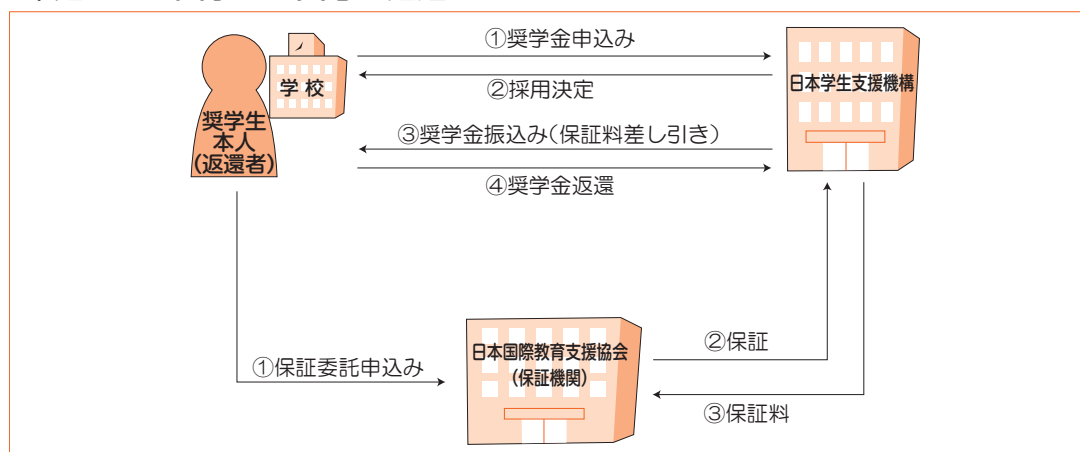
保証範囲は、元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。保証機関（協会）は、第一回の保証料を受領したときから保証を開始します。

（3）保証料

保証料の月額、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証料（目安）は、50～51ページ「**参考1** 機関保証制度の保証料（目安）」を参照してください。奨学金の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。

(4) 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ① あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関（協会）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。
奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

(5) 保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

- ① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③ 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座又は振替用口座です。死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した人が届け出た口座へお返しします。

(6) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、奨学金は機関保証料分も含めて貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」といった誤った考えをもたないようにしてください。

(7) 保証機関（協会）による保証債務の履行（代位弁済）

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予が承認されている場合は除く）、一定期間経過後、機構からの請求によって保証機関（協会）があなたに代わり機構へ債務を弁済します（保証機関（協会）は、機構が持っていたあなたへの債権を取得します）。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関（協会）が代位弁済を行った後、あなたは、保証機関（協会）に対して原則として一括で代位弁済額を返済することになります。代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金に加算されます。また、請求に応じない場合は、法的手続き（財産、給与の差し押さえ等）が行われます。特別な理由がある場合には、保証機関（協会）は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

なお、保証機関（協会）が代位弁済を行った後、学校に再度入学して新たに奨学金の貸与を希望しても、奨学金を申し込むことはできません。

〔人的保証制度〕

(1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人（それぞれ1人ずつ、合計2人）を引き受けてもらう制度です。人的保証を希望する場合には、あらかじめ、連帯保証人、保証人等の役割を説明したうえで引き受けてもらうようお願いし、奨学金の返還について承諾をもらってください。なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をとのえた「返還誓約書」（43ページ **3** 参照）を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

(2) 連帯保証人・保証人の役割

連帯保証人

奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

保証人

あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。

※本機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。

(3) 必要な手続き

奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）したうえで、次の(4)の書類を提出してもらう必要があります。

(注) 「返還誓約書」提出時以外にも、奨学金の貸与額・返還額に変動がある変更（月額の変更等）の申請をする場合には、連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要になります。

(4) 連帯保証人・保証人の必要書類（「返還誓約書」提出時）

必要書類	連帯保証人	保証人	備考
市区町村で発行された「印鑑登録証明書」（コピー不可）（誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、スカラネットで入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書類（コピー可）	○	×	（例）源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」（コピー不可）及び資産等に関する証明書類（コピー可）	△	△	23～24ページの連帯保証人・保証人の選任条件の例外に該当する場合に提出が必要となります。 ※資産等に関する証明書類は、源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

○：全員提出が必要。 △：選任した人によっては提出が必要な場合がある。 ×：提出は不要。

(注) 併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に必要書類を添付する必要があります。必要書類は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

(5) 連帯保証人・保証人の選任条件

①連帯保証人の選任条件 【原則、父母】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

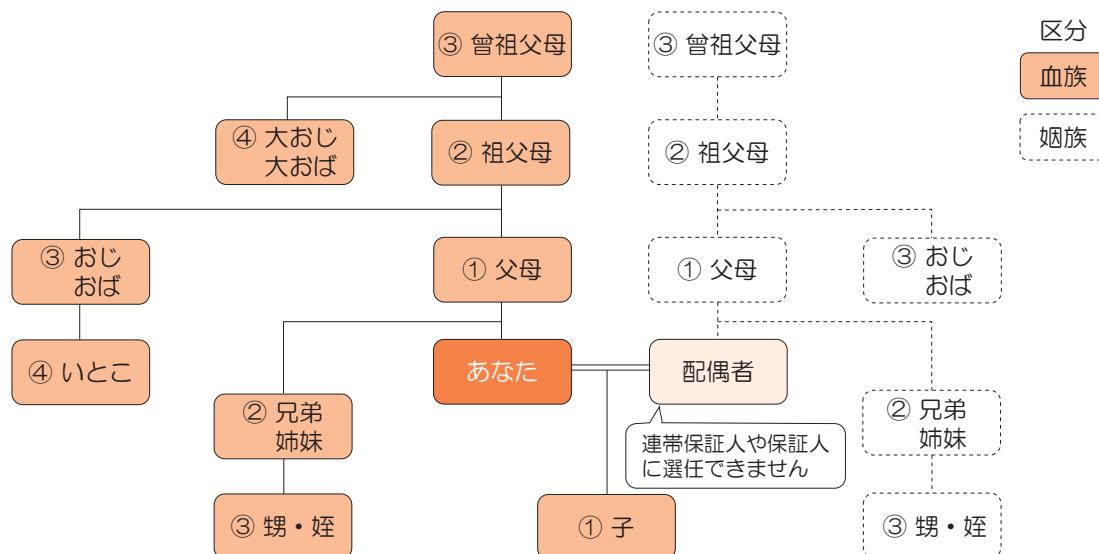
項番	選任条件	備考
ア	あなたが未成年者の場合は、あなたの親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）。	
イ	あなたが成年者の場合は、あなたの父母。父母がいない等の場合は、4親等以内の親族の人。	例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは23～24ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
ウ	あなたの配偶者・婚約者でない人。	
エ	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	
オ	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

②保証人の選任条件 【原則、おじ・おば・兄弟姉妹等】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母以外の人。	例外として、以下の場合は保証人に選任できる場合があります。詳しくは本ページ～24ページ「 <u>連帯保証人・保証人の選任条件の例外</u> 」を参照してください。 ・離婚により親権を失った父母 ・養子縁組により親権を失ったあなたの実父母 ・配偶者の父母
イ	あなた及び連帯保証人と別生計の人。	
ウ	あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。	
エ	4親等以内の親族。	例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ～24ページ「 <u>連帯保証人・保証人の選任条件の例外</u> 」を参照してください。
オ	スカラネットに入力する誓約日時点（2023年4月以降）で65歳未満の人。	例外として、スカラネットに入力する誓約日時点（2023年4月以降）で「65歳以上」の人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ～24ページ「 <u>連帯保証人・保証人の選任条件の例外</u> 」を参照してください。
カ	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	スカラネットに入力する誓約日時点（2023年4月以降）で成年（18歳）に達している学生ではない兄弟姉妹の場合は、あなた及び連帯保証人と別生計の人であれば選任できます。
キ	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

【4親等以内の主な親族】

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は連帯保証人や保証人に選任できません。



連帯保証人・保証人の選任条件の例外

22～23ページ(5)の表中の備考のとおり、例外として、以下に該当する人については、貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人（24ページ参照）であれば選任できます。

- ・4親等以内の親族でない人を連帯保証人に選任する場合 ※あなたが成年者の場合のみ
- ・離婚して親権を失った父母を保証人に選任する場合
- ・養子縁組により親権を失ったあなたの実父母を保証人に選任する場合
- ・配偶者の父母を保証人に選任する場合
- ・4親等以内の親族でない人を保証人に選任する場合
- ・スカラネットに入力する誓約日時点（2023年4月以降）で「65歳以上」の人を保証人に選任する場合

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす人であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください（「返還保証書」は採用された後、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページ）に掲載されているのでコピーして使用してください）。

【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

	条件	資産等に関する証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 $\geq$ 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注1）（注2）
	給与所得者以外：年間所得金額 $\geq$ 220万円	所得証明書、確定申告書の控等（注2）
B	預貯金残高 $\geq$ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	預貯金残高証明書（注3）
C	固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	固定資産評価証明書（注3）

（注1） 年金収入は給与として取り扱います。

（注2） 証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。

（注3） 誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

上記のA～Cを組み合わせる貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A+B	（預貯金残高 $\div$ 16年（注4））+年間収入（注5） $\geq$ 320万円（注6）
A+C	（固定資産の評価額 $\div$ 16年（注4））+年間収入（注5） $\geq$ 320万円（注6）
B+C	預貯金残高+固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）
A+B+C	（預貯金残高+固定資産の評価額） $\div$ 16年（注4）+年間収入（注5） $\geq$ 320万円（注6）

（注4） 16年は平均返還予定年数

（注5） 年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。

（注6） 320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者のうち給与収入以外の所得もある人については、年間所得金額（年間所得 $\geq$ 220万円）により判断してください。

【連帯保証人及び保証人の選任について よくある質問】

Q1	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができますか。
A1	本人が成年者の場合は配偶者の父母を連帯保証人に選任することができます。なお、配偶者の父（母）を連帯保証人に選任した場合、配偶者の母（父）を保証人に選任することはできませんのでご注意ください（23ページ②保証人の選任条件）より、連帯保証人の配偶者は保証人に選任できません。
Q2	離婚して親権を失った父（母）を保証人に選任することはできますか。
Q3	養子縁組により親権を失った実父（実母）を保証人に選任することはできますか。
Q4	配偶者の父母を保証人に選任することはできますか。
A2～4	次の条件を満たせば例外的に保証人に選任できます。あなた及び連帯保証人と別生計の人であって、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人であることが条件です。 ※スカラネット入力時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父（母）」「その他（4親等以内）」ではなく「その他（知人等）」として入力する必要があります。また、採用後に返還誓約書を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です（23ページ～本ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外参照）。
Q5	2023年3月に18歳となる兄弟姉妹を保証人に選任することができますか。
A5	スカラネットに入力する誓約日時点（2023年4月以降）で成年（18歳）に達している兄弟姉妹については、下記の条件を満たせば保証人として選任できます。 ・学生でない人（学生である人を保証人に選任できません） ・本人及び連帯保証人と別生計の人 ・債務整理中でない人 ※スカラネットで保証人の情報を入力する際に、「連帯保証人と保証人は別生計ですね。」という設問に「はい」を選択してください。 ※兄弟姉妹は2親等の親族のため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

第2部

申込手順等

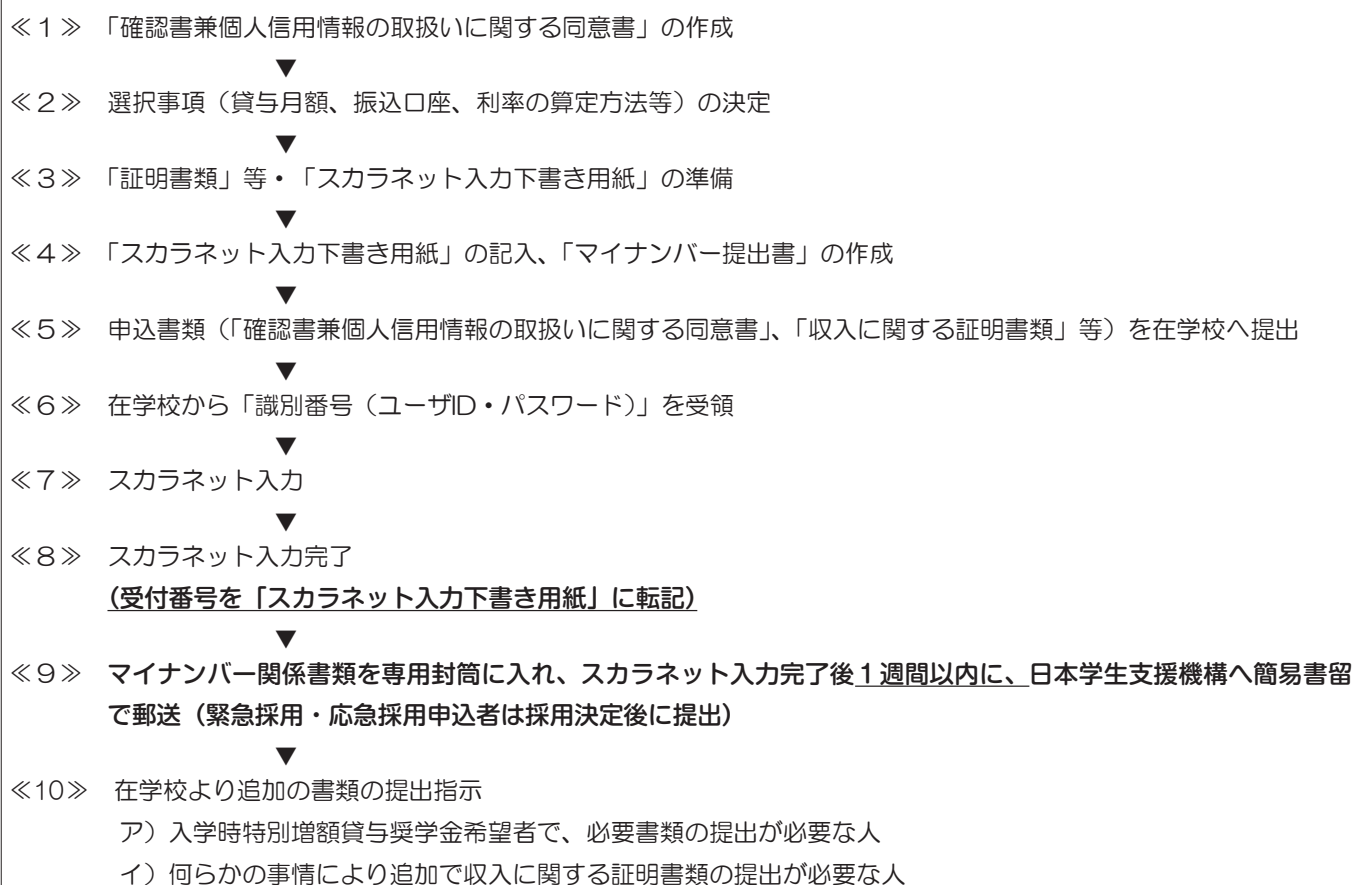
貸与奨学金の申込みは、貸与を希望する学生が、①必要な書類を在学学校へ提出すること、②インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページ（スカラネット）にアクセスし、必要事項を入力すること及び③マイナンバー関係書類を機構に直接提出すること（緊急採用・応急採用申込者は採用決定後に提出）が必要です。特に②の入力を「スカラネット入力」といいます。

申込書類を学校に提出しないと、スカラネット入力できません。以下のことをよく読んで、申込み・その他の手続きを正しく行ってください。

1 申込みの流れ

申込みの手順は次のとおりですが、別途在学学校から指示があった場合はそれに従ってください。

以下「1」～「10」は、「2 申込手順（25～28ページ）」の「1」～「10」に対応しています。



2 申込手順（1 申込みの流れ「1」～「10」の詳細）

「1」 「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」の作成

巻末「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」（以下「確認書兼同意書」という）の記載内容（個人情報情報の取扱いに関する同意条項を含む）を確認のうえ、本人及び親権者又は未成年後見人（本人未成年の場合）が記入・自署をして提出してください（「確認書兼同意書」の記入例を参照してください）。



重要

- ・給付奨学金も申し込む場合は、別途「給付奨学金確認書」の提出が必要です。
- ・「確認書兼同意書」の本人住所は、現住所を記入してください。
- ・各自の署名が必要です。同一筆跡は不可です。
- ・氏名は本名を記入してください。
- ・本人が未成年の場合、必ず親権者（又は未成年後見人）全員の自署が必要です。
- ・本人が未成年かつ社会的養護を必要とする人で、児童養護施設等への入所、暴力（DV）からの避難又は親権者の意識不明等の理由により、親権者の自署が得られない場合は、在学校に相談し、指示にしたがってください。
- ・個人情報情報機関の説明は18ページ **11** を参照してください。

《2》 選択事項の決定

スカラネット入力の際は、次の内容を選択・入力することが必要になります。あらかじめ本冊子の説明をよく読んで、決めておいてください。

★決めておく主な項目

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ①奨学金の申込内容（下記「●奨学金申込情報」参照） | ④利率の算定方法（15ページ 8 参照） |
| ②奨学金の貸与月額（6～7ページ 1 参照） | ⑤保証制度（20～24ページ 12 参照） |
| ③奨学金振込口座（14ページ 6 参照） | ⑥返還方式（16～17ページ 10 参照） |

●奨学金申込情報 ※解説をよく確認し、スカラネット入力時には間違いのないよう入力してください。

スカラネット ②一奨学金申込情報の表示		解説
貸与中の奨学金なし	(1) 第一種奨学金のみ希望します。	第一種奨学金が不採用となっても第二種奨学金は希望しない。
	(2) 第一種奨学金を希望するが、不採用の場合第二種奨学金を希望します。	第1希望：第一種 第2希望：第二種 第一種奨学金が不採用となった場合は、第二種奨学金を希望する。
	(3) 第二種奨学金のみ希望します。	第一種奨学金の基準に該当しない。又は第一種奨学金を希望しない。
	(4) 第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与のみを希望します。	第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、奨学金を希望しない（どちらか一方のみの貸与は希望しない）。
	(5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合第一種奨学金のみ希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第一種 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金を希望する（第二種奨学金のみの貸与は希望しない）。
	(6) 併用貸与不採用及び第一種奨学金不採用の場合、第二種奨学金を希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第一種 第3希望：第二種 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金を希望するが、不採用の場合は、第二種奨学金を希望する。
	(7) 併用貸与不採用の場合、第二種奨学金のみ希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第二種 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第二種奨学金を希望する（第一種奨学金のみの貸与は希望しない）。
貸与中の奨学金あり	(8) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、第一種奨学金への変更を希望します。	貸与中の奨学生番号の入力が必要 貸与中の第二種奨学金から、第一種奨学金への変更を希望する。
	(9) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、第二種奨学金への変更を希望します。	
	(10) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	
	(11) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	
	(13) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第二種奨学金への変更を希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第二種への変更 貸与中の第一種奨学金に加えて、第二種の貸与を希望する。第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第二種奨学金への変更を希望する。
	(14) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第一種奨学金への変更を希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第一種への変更 貸与中の第二種奨学金に加えて、第一種の貸与を希望する。第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金への変更を希望する。

※(12) は欠番です。

※申込区分(8)～(14)を希望し、不採用となった場合でも貸与中の奨学金が打ち切られることはありません。



以下、4・5年生及び専攻科の学生のみ参照してください。

希望する申込区分	注意事項
(5)～(7) を希望	併用貸与が不採用になった場合を想定して第2希望の貸与奨学金の月額を選択してください。なお、採用後、貸与月額を減額することができます。
(8)～(14) を希望	スカラネット入力においては、貸与中の奨学金の奨学生番号を入力してください。

＜3＞ 「証明書類」等・「スカラネット入力下書き用紙」の準備

以下の書類を準備してください。書類によって準備に時間のかかるものもありますので、速やかに準備を始めてください。

★準備する書類

- ①（全員）「マイナンバー提出書」に添付する確認書類（「マイナンバー提出書」のセット参照）
- ②（該当者のみ）「収入に関する証明書類」31～33ページ参照
- ③（該当者のみ）「特別控除に関する証明書類」37ページ参照
- ④（該当者のみ）「在留資格及び在留期間が明記されている証明書類」9ページ参照
- ⑤（該当者のみ）「社会的養護を必要とする者であることを証明する書類」31～33ページ参照
- ⑥（全員）奨学生本人の奨学金振込口座として利用する口座通帳等のコピー
⇒「スカラネット入力下書き用紙」15ページ参照
- ⑦（機関保証の場合）本人以外の連絡先の届出事項の記載があるメモ等
⇒20ページ **12** 【機関保証制度】(1)、「スカラネット入力下書き用紙」9ページ「2.本人以外の連絡先について」を参照
- ⑧（人的保証の場合）市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」
- ⑨（人的保証の場合）連帯保証人の「収入に関する証明書類」
- ⑩（人的保証の場合）市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」
- ⑪（人的保証の場合で例外に該当する人を選任する場合）選任する人の「資産等に関する証明書類」
⇒⑧～⑪については22ページ **12** 【人的保証制度】(4)参照

※スカラネット入力完了後、すぐにマイナンバー関係書類を郵送できるように「マイナンバー提出書」のセット（緑色の封筒）を確認のうえ、「マイナンバー提出書」と必要な添付書類（確認書類）の準備をしてください。

※緊急採用・応急採用で申し込む場合は採用決定後にマイナンバーを提出します。

＜4＞ 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、「マイナンバー提出書」の作成

＜3＞で準備した書類を参照しながら、「スカラネット入力下書き用紙」に必要事項を記入してください。

（注）「マイナンバー提出書」に記入する生計維持者とスカラネットへ入力する生計維持者は必ず一致する必要があります。

《5》 申込書類を在 school へ提出

定められた期限までに、以下①～⑦の書類を在 school へ提出します。提出前に必要書類が不備なくととのっているか確認してください。

★奨学金申込時に在 school へ提出する書類

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| ① 確認書兼同意書 | ⑤ (該当者のみ) 在留資格及び在留期間が明記されている証明書類 |
| ② スカラネット入力下書き用紙 | ⑥ (該当者のみ) 社会的養護を必要とする者であることを証明する書類 |
| ③ (該当者のみ) 収入に関する証明書類 | ⑦ その他学校が指定する書類 |
| ④ (該当者のみ) 特別控除に関する証明書類 | |

(注1) 提出された書類は返却しません。特に、後日原本が必要となるものは必ずコピーをとっておいてください。

(注2) ③の書類については、マイナンバーが記載された書類を在 school へ提出しないでください。

※マイナンバー関係書類の提出については《9》を参照してください。

《6》 在 school から「識別番号 (ユーザID・パスワード)」を受領

在 school が提出書類を確認のうえ、スカラネットによる申込み (インターネット入力) に必要な「識別番号 (ユーザID・パスワード)」を交付します。同時に「スカラネット入力下書き用紙」が返却されます。

《7》 スカラネット入力

在 school が定めた期限までに、スカラネットより申込みを行います。申込みは、「スカラネット入力下書き用紙」を参照し、奨学金の貸与を受けるあなた自身が行ってください。

スカラネットによる申込手順は、38～41ページ「**6** スカラネットによる申込み」を参照してください。

(注) スカラネット入力時には、「マイナンバー提出書」に印字されているあなた固有の「申込ID」と「初期パスワード」の入力も必要になります。スカラネット入力が終わるまで「マイナンバー提出書」を手元に置いておくようにしてください。

《8》 スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記してください。

《9》 マイナンバー関係書類を専用封筒に入れ、日本学生支援機構へ簡易書留で郵送

緊急採用・応急採用を申し込む人を除き、あなたと生計維持者のマイナンバー関係書類を提出してください。

「マイナンバー提出書」に確認書類を添付のうえ、専用の提出用封筒 (緑色) を使用して、学校経由ではなく、申込者本人がスカラネット入力完了後1週間以内に、直接日本学生支援機構に郵送 (簡易書留) してください。詳細は「マイナンバー提出書」のセット (緑色の封筒) にて確認してください。

なお、過去に奨学金の申込等で提出したことがある人も、あなたとあなたの生計維持者 (原則父母) のマイナンバー関係書類を改めて提出する必要があります。

(注) 提出が遅れると、採用月が大幅に遅れる可能性がありますのでご注意ください。

《10》 在 school より追加の書類の提出指示 (下記に該当する人)

(1) 入学時特別増額貸与奨学金希望者で、追加で書類の提出が必要な人は、在 school より提出の指示があります。29ページ「**3** 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ」を参考に必要書類をととのえてください。

(2) マイナンバー関係書類を提出しても自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、所得証明書等の提出が必要になることがあります。

3 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ（４・５年次編入時及び専攻科入学時のみ）

13ページ **5** で案内した入学時特別増額貸与奨学金について説明します。

＜１＞ 入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるための要件

入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるためには、次の（１）又は（２）のいずれかを満たす必要があります。

（１）奨学金申込時の家計基準における認定所得金額（10～11ページ **5** 家計基準参照）が0円（マイナスを含む）となる人

⇒在学校の推薦後、初回交付時に入学時特別増額貸与奨学金も併せて振り込まれます。

（２）上記（１）以外の人で必要書類を提出した人

奨学金申込時の家計基準における認定所得金額が0円を超える人は、学校へ＜２＞の必要書類を提出する必要があります。認定所得金額が0円を超え、書類提出必要者であるかは在学校から伝えられます。

＜２＞ 入学時特別増額貸与奨学金の書類提出必要者（認定所得金額が0円を超える人）

入学時特別増額貸与奨学金の書類提出が必要と在学校から連絡を受けた人は、在学校在指定する期限までに、下表の必要書類（第一種奨学金はア及びイ、第二種奨学金及び併用貸与はア～ウが必要）を不備なくととのえて提出してください。提出後、入学時特別増額貸与奨学金が振り込まれます。なお、学校からの連絡時期の都合上、原則として必要書類を提出できる時期は採用後になるため、入学時特別増額貸与奨学金の振込みまでには時間を要する場合があります。

	必要書類	説明
ア	「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」	在学校から受け取り、記入してください。
イ	融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー（圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも併せて提出してください。）	公庫が定める申込みの要件を満たしたうえ、審査の結果、融資できないと判断された人に発行されるものです。したがって、 <u>公庫から融資できると判断された人、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申込みを取り下げた人、又は公庫が定める申込みの要件を満たさない人は、入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。</u>
ウ	「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」（第二種奨学金及び併用貸与申込者のみ必要）	在学校から受け取り、記入してください。 人的保証制度を選択した人は、連帯保証人及び保証人の自署・押印（実印）と「印鑑登録証明書」の添付が必要となります。

⚠ 重要

- ・入学時特別増額貸与奨学金を利用するためだけの理由で公庫の「国の教育ローン」を申し込んだ場合（公庫の「国の教育ローン」を利用する意思がない場合は、公庫において申込みを受け付けてもらえませんので、ご注意ください。
- ・公庫が定める申込みの要件（13ページ参照）は、公庫にお問い合わせください。
- ・公庫の「国の教育ローン」の融資を受けることができた人は、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができません。

4 収入状況の確認

生計維持者の収入状況に関する情報は、原則提出されたマイナンバーにより取得しますが、情報が取得できない場合などにより別途収入に関する証明書類の提出が必要になります。

ここでは、マイナンバーで情報取得できる収入状況と、マイナンバー関係書類以外に別途提出が必要となる、生計維持者（12ページ参照）の収入に関する証明書類を確認します。以下の要領で必要書類を確認し、在学校へ提出してください。

生計維持者の収入状況の確認方法

- ①下記の【収入状況欄】の「生計維持者①（②）氏名・続柄」にそれぞれの氏名・続柄を記入し、あてはまる箇所に☑チェックしてください（収入情報はマイナンバーから取得します）。
※該当しない場合は31ページにそのまま進んでください。
- ②31ページの【収入計算欄】にも同じく「生計維持者①（②）氏名・続柄」にそれぞれの氏名・続柄を記入し、上記の①【収入状況欄】（下記掲載）以外にもあてはまる状況があれば☑チェックしてください（別途証明書類を用意し、年額を算出します）。
☑チェックを付けた証明書類について、32～33ページの【収入一覧】を参照し、必要な証明書類を揃えたうえで、31ページ【収入計算欄】の計算式を埋め、年額を算出してください。

31ページ【収入計算欄】の使用例

【収入計算欄】（マイナンバーから情報取得できない収入）

《生計維持者①》

✓	申込日時点の状況	収入情報
☒	2021年1月2日以降に就職・転職した。 ※現在、複数の勤務先があり、一つでも上記の状況にあてはまる場合も含まれます。	2. 「必要な証明書類」欄に記載のアルファベットを32～33ページ【収入一覧】から探し、記載されている書類を準備します。 3. 証明書に記載の金額を「計算」欄に基づいて計算し、結果を「年額」欄に記入します。
	(月平均額)	×12 2,760,000 円
		×15 円
		円

【収入一覧】

C	給与明細（直近3か月分）	可	勤務先	給与明細平均月収を算出（非課税の交通費を除く）し、年額を算出します。 ※働き始めてから3か月に満たない場合は、勤務を始めた月以降の分で構いません。
---	--------------	---	-----	--

【収入状況欄】（マイナンバーで情報取得できる収入）

《生計維持者①》

生計維持者①氏名：

続柄

✓	申込日時点の状況	収入情報
☐	2021年1月1日以前から申込日時点まで同じ勤務先（又は同じ業務形態で事業経営） ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため31ページのEにチェックしてください。	収入情報はマイナンバーから取得します
☐	2021年1月1日以前から申込日時点まで無職無収入 ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため31ページのEにチェックしてください。	
☐	2022年1月1日時点で生活保護費を受給している。 ※ただし、海外に居住している場合又はマイナンバーが提出できない場合は、マイナンバーから情報取得できないため、保護受給額が記載された「生活保護決定（変更）通知書」を学校へ提出してください。	生活保護費情報は、マイナンバーから取得します

※該当しない場合は31ページにそのまま進んでください。

《生計維持者②》

生計維持者②氏名：

続柄

✓	申込日時点の状況	収入情報
☐	2021年1月1日以前から申込日時点まで同じ勤務先（又は同じ業務形態で事業経営） ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため31ページのEにチェックしてください。	収入情報はマイナンバーから取得します
☐	2021年1月1日以前から申込日時点まで無職無収入 ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため31ページのEにチェックしてください。	
☐	2022年1月1日時点で生活保護費を受給している。 ※ただし、海外に居住している場合又はマイナンバーが提出できない場合は、マイナンバーから情報取得できないため、保護受給額が記載された「生活保護決定（変更）通知書」を学校へ提出してください。	生活保護費情報は、マイナンバーから取得します

※該当しない場合は31ページにそのまま進んでください。

※二次採用（秋）では、「2021年」を「2022年」に、「2022年」を「2023年」に、それぞれ読み替えてください。

※マイナンバーを提出しても、自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、所得証明書等の提出が必要となることがあります。

【収入計算欄】（マイナンバーから情報取得できない収入）

《生計維持者①》

生計維持者①氏名：

続柄

✓	申込日時点の状況	必要な証明書類 (32～33ページ参照)	証明書に 記載の金額	計算	年額
☐	(申込者本人は) 18歳となる前日に社会的養護を必要とする人として施設等に在籍又は里親等に養育されていた	A	0円	—	0円
☐	2021年1月2日以降に退職・休職（廃業・休業）	B	0円	—	0円
☐	2021年1月2日以降に就職・転職した ※現在、複数の勤務先があり、1つでも上記の状態にあてはまる	C 又は D	(月平均額) 円 —	×12 ×15 —	円 円 円
☐	生計維持者が海外に居住している (2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している場合は必要な証明書類のうちB～D、Fの該当箇所に☑チェックしてください。)	E	(月平均額) 円 0円	×12 ×15 —	円 円 0円
☐	2021年1月2日以降に開業	F	(月平均額) 円	×12	円
☐	雇用保険基本手当（失業手当）を受給している	G	基本手当日額 円× 所定給付日数 日－ 2022年12月以前の受給額 円		円
☐	傷病手当を受給している	H	支給金額 円÷ 支給日数 日×365		円
☐	年金を受給している	I	(月額) 円	×12	円
☐	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している	J	(月額) 円	×12	円
☐	援助を受けている	K	—	—	円
☐	その他公的手当等	L	(月額) 円	×12	円

《生計維持者②》

生計維持者②氏名：

続柄

✓	申込日時点の状況	必要な証明書類 (32～33ページ参照)	証明書に 記載の金額	計算	年額
☐	2021年1月2日以降に退職・休職（廃業・休業）	B	0円	—	0円
☐	2021年1月2日以降に就職・転職した ※現在、複数の勤務先があり、1つでも上記の状態にあてはまる	C 又は D	(月平均額) 円 —	×12 ×15 —	円 円 円
☐	生計維持者が海外に居住している (2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している場合は必要な証明書類のうちB～D、Fの該当箇所に☑チェックしてください。)	E	(月平均額) 円 0円	×12 ×15 —	円 円 0円
☐	2021年1月2日以降に開業	F	(月平均額) 円	×12	円
☐	雇用保険基本手当（失業手当）を受給している	G	基本手当日額 円× 所定給付日数 日－ 2022年12月以前の受給額 円		円
☐	傷病手当を受給している	H	支給金額 円÷ 支給日数 日×365		円
☐	年金を受給している	I	(月額) 円	×12	円
☐	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している	J	(月額) 円	×12	円
☐	援助を受けている	K	—	—	円
☐	その他公的手当等	L	(月額) 円	×12	円

※二次採用（秋）では、申込日時点の状況を「2021年」を「2022年」に、「2022年」を「2023年」に、それぞれ読み替えてください（Gを除く）。

※年額は1万円未満を切り捨てします。

【収 入 一 覧】

	提出する証明書類	コピー の提出	発行元	注意事項
A	施設等在籍証明書	可	在籍施設 児童相談所	18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた 又は里親による養育を受けていたことが分かる日付 が記載された証明書が必要です。
	児童（里親）委託証明書	可		
	措置解除決定通知書	可		
	施設等在籍・退所証明書	不可	学校	書式は学校から受け取ってください（任意様式 可）。
B	離職票	可	ハローワーク	左記書類の他、退職日が書かれた 源泉徴収票等 、 退職（廃業）日が分かる証明書類でも構いません。
	退職証明書	不可	退職した勤務 先	
	廃業届受理証明	可	市区町村	
	収入に関する事情書	不可	学校	書式は学校から受け取ってください（任意様式 可）。
C (注1)	給与明細（直近3か月分）	可	勤務先	給与明細から平均月収を算出（非課税の交通費を 除く）し、年額を算出します。 ※働き始めてから3か月に満たない場合は、勤務を 始めた月以降の分で構いません。 ※前勤務先の退職金は計上不要です。
又は				
D	年収見込証明書	不可	勤務先	申込日時点の収入から推算した年収の見込額 を記 入するよう依頼してください。有期契約であっても、 1年間勤務した場合として記入をします。
	源泉徴収票	可	勤務先	新勤務先に2021年1月2日～2022年1月1日の 間に就職し、申込日時点まで同じ勤務先・雇用形態 である場合に使用できます。 勤務先に依頼すれば何度でも発行されます。 ※支払報告書は受付できません。
E (注1)	2021年1月～12月の給与明 細、帳簿等	可	勤務先	生計維持者が海外に居住している場合は、マイナ ンバーを提出することができない、もしくは審査に 必要な所得情報をマイナンバーで取得することがで きない（2022年1月1日時点で日本国内に住民票 がないため、日本で住民税の課税がされていない） ことがあるため、別途左記の収入に関する証明書類 が必要になります。 ※日本語以外の言語の場合、和訳をつけてください。 ※日本円以外の通貨で作成されている場合、申込時 のレートで円換算してください。 ※生計維持者が海外勤務等のため、マイナンバーを 提出できない場合の取扱い、マイナンバー提出 書のセットに同封された「【重要】マイナンバー（個 人番号）の提出方法」を参照してください。 ※収入に関する事情書の書式は学校から受け取って ください（任意様式可）。
	（無職無収入の場合） 2021年1月～12月の間の無 収入を証明する書類	可	海外居住地の 自治体や税務 署	
	（無職無収入の場合） 収入に関する事情書	不可	学校	

（注1）C、Eの給与明細を使用する場合において、賞与が出る場合は（平均月収×15）、賞与が出ないことが明らかな場合は（平均月収×12）となります。なお、控除前の総支給額を使用します。

※二次採用（秋）では、提出する証明書類・注意事項のEについて「2021年」を「2022年」に、「2022年」を「2023年」に、それぞれ読み替えてください。

	提出する証明書類	コピーの提出	発行元	注意事項
F	い ず れ か 一 つ 帳簿（直近3か月分）	可	該当の生計維持者が作成	月ごとの「売上総額」「経費総額」が書かれているものを提出してください。 収入（売上）金額から必要経費を差し引いて所得金額の年額を推算します。 ※開業してから3か月に満たない場合は、開業した月以降の分で構いません。
	税務署印のある確定申告書（第一表と第二表）（控） 又は 受付印のある市（区・町・村） 民税・県民税（都道府）民税 申告書（控） （2023年2月～3月に申告したもの）	可	自治体や税務署	2021年1月2日～2022年1月1日の間に開業し、申込日時点まで同じ状況である場合に使用できます。 ※確定申告書（控）に税務署印がない場合の取扱い は下記（注1）参照 ※確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合の取扱いは下記（注2）参照 ※「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の取扱いは下記（注3）参照
G	雇用保険受給資格者証	可	ハローワーク	左記の証明書以外は認められません。
H	傷病手当金通知書	可	全国健康保険協会等	手元にある一番新しい1か月分が必要です。
I	年金振込通知書、年金額改定通知書、年金証書、遺族年金通知書、障害年金通知書	可	日本年金機構等	原則として、左記の証明書以外は認められません。 紛失等により、いずれも手元にない場合は、再発行を依頼してください。
J	申込日時点での受給額が記載された通知書、手当が振り込まれている通帳のコピー等	可	市区町村	「児童扶養手当」とは、勤務先で支給される扶養手当とは異なる国の制度です。 勤務先で支給される扶養手当の申告は不要です。 通帳のコピーを提出する場合は、 口座名義人氏名が記載されている箇所と、直近の振込が記帳されている箇所 をコピーして提出してください。 公務員等、勤務先から児童手当を受給している場合は、 支給のあった直近の給与明細又は勤務先発行の証明書（任意様式） を提出してください。
K	援助年額の証明	不可	援助者が作成	定期的に金銭的な援助を受けている場合は提出が必要です。 援助をしている方に「援助年額の証明」（任意様式可、署名必要）の作成を依頼してください。
L	受給金額が記載された通知書	可	役場	次のような一時的な収入は計上不要です。 育児休業給付金、新型コロナウイルス感染に伴う一時所得の給付金、不動産売却による一時所得等

（注1）確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合は、確定申告書（控）に、直近の市区町村役場発行の所得（課税）証明書、又は税務署発行の「納税証明書（その2）」を添付してください。なおこの場合は、確定申告書（控）と、市区町村役場発行の所得（課税）証明書、又は税務署発行の「納税証明書（その2）」の対象年度が異なっても差し支えありません。

（注2）確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」の第一表及び第二表を添付してください。

（注3）「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、確定申告を行う必要がある所得ですので、確定申告書（控）を提出してください。「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」のみの提出はできません。



① 提出された証明書類は返却できません。「コピー可」と書かれている書類はコピーを提出してください。

② 31ページ【収入計算欄】に複数の収入がある（チェックが複数入った）場合、それぞれ該当する証明書類をすべて提出してください。



10～11ページの学力・家計基準に係る「社会的養護を必要とする者」であることを証明する書類については、32ページ掲載のAの書類となります。

※「生活保護受給世帯」であることは、マイナンバーより情報取得するために、証明書類の提出は不要です。

<スカラネット入力画面 生計維持者の収入情報>

スカラネット画面「⑨-あなたの家族情報」の「3. (2)(f)」では、30ページ【収入状況欄】や31ページ【収入計算欄】をもとに生計維持者の収入情報を入力します。以下によくある事例をもとに入力例を掲載しました。36ページ「生計維持者の収入状況に関するQ&A」も参考に誤りの無いよう、まずはスカラネット入力下書き用紙に記入してください。

2021年1月1日以前から申込日時点まで同じ勤務先（同じ業務形態で事業経営）の場合（30ページ【収入状況欄】該当）

①「1. 給与所得」又は「2. 商店・農業工業、個人経営」に☑します。

②下部「○2021年1月1日以前から同じ勤務先（同じ業務形態で事業経営）」を選択します。

※マイナンバーで収入情報を取得するため、金額の入力欄はありません。

(f) 所得(申込時点の状況)について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。
※ 金額は万円単位で入力してください。(例: 1,000,000円⇒100万円)

☒ 1. 給与所得	①	年額	万円 (半角数字)
☐ 2. 商店・農業工業、個人経営			
☐ 3. 失業手当		年額	万円 (半角数字)
☐ 4. 生活保護費		年額	万円 (半角数字)
☐ 5. 傷病手当金		年額	万円 (半角数字)
☐ 6. 年金		年額	万円 (半角数字)
☐ 7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当		年額	万円 (半角数字)
☐ 8. 祖父母等からの援助や養育費等		年額	万円 (半角数字)
☐ 9. その他		年額	万円 (半角数字)
☐ 10. 2021年1月1日以前から無職			

※ 無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

「1 給与所得」または「2 商店・農業工業、個人経営」を選んだ人は、あてはまるものを選択してください。

2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業しましたか。

☒ 2021年1月1日以前から同じ勤務先(同じ業務形態で事業経営) ②

※ 生計維持者のマイナンバーからの収入情報を連携しますので収入金額の入力は不要です。

☐ 2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業

2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業した場合（31ページ【収入計算欄】C、D、E又はF）

①「1. 給与所得」又は「2. 商店・農業工業、個人経営」に☑します。

②下部「○2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択します。

③ ①で「1. 給与所得」を選択した場合は、「・給与所得者 給与支払金額合計」に、「2. 商店・農業工業、個人経営」を選択した場合は、「・給与所得以外 所得金額合計」に、31ページ【収入計算欄】で算出した年額を入力します。

※入力の際は、二重計上することがないように注意してください。

(f) 所得(申込時点の状況)について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。
※ 金額は万円単位で入力してください。(例: 1,000,000円⇒100万円)

☒ 1. 給与所得	①	年額	万円 (半角数字)
☐ 2. 商店・農業工業、個人経営			
☐ 3. 失業手当		年額	万円 (半角数字)
☐ 4. 生活保護費		年額	万円 (半角数字)
☐ 5. 傷病手当金		年額	万円 (半角数字)
☐ 6. 年金		年額	万円 (半角数字)
☐ 7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当		年額	万円 (半角数字)
☐ 8. 祖父母等からの援助や養育費等		年額	万円 (半角数字)
☐ 9. その他		年額	万円 (半角数字)
☐ 10. 2021年1月1日以前から無職			

※ 無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

「1 給与所得」または「2 商店・農業工業、個人経営」を選んだ人は、あてはまるものを選択してください。

2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業しましたか。

☐ 2021年1月1日以前から同じ勤務先(同じ業務形態で事業経営)

☒ 2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業 ②

※ 生計維持者のマイナンバーからの収入情報を連携しますので収入金額の入力は不要です。

就職・転職・退職・開業・廃業後の年収(見込み)はいくらですか。
(給与明細、帳簿、年収見込証明書、離職票等の学校への提出が必要です。)

・ 給与所得者	③	給与支払金額合計	年額 420 万円
・ 給与所得以外 (商店・農業工業、個人経営)		所得金額合計	年額 万円



生計維持者が海外に居住している場合(E)や、複数の勤務先又は複数の事業経営がある場合でうち一つでも2021年1月2日以降に就職や退職、開業や廃業がある場合も同じ入力の仕方をします。
(36ページ Q3参照)

2021年1月1日以前から申込日時点まで無収入である場合（30ページ【収入状況欄】該当）

- ①「10. 2021年1月1日以前から無職」に☑します。

「1. 給与所得」～「9. その他」全てに該当しない状況となります。

該当する項目がある場合は、その項目に☑し、年額を入力してください。（「10. 2021年1月1日以前から無職」には☑をしないでください。）

※マイナンバーで収入情報を取得するため、金額の入力欄はありません。

(f) 所得(申込時点の状況)について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。

※ 金額は万円単位で入力してください。〈例: 1,000,000円⇒100万円〉

- | | | |
|--|----|-----------|
| ☐ 1. 給与所得 | 年額 | 万円 (半角数字) |
| ☐ 2. 商店・農業工業、個人経営 | | |
| ☐ 3. 失業手当 | 年額 | 万円 (半角数字) |
| ☐ 4. 生活保護費 | 年額 | 万円 (半角数字) |
| ☐ 5. 傷病手当金 | 年額 | 万円 (半角数字) |
| ☐ 6. 年金 | 年額 | 万円 (半角数字) |
| ☐ 7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 | 年額 | 万円 (半角数字) |
| ☐ 8. 祖父母等からの援助や養育費等 | 年額 | 万円 (半角数字) |
| ☐ 9. その他 | 年額 | 万円 (半角数字) |

☒ 10. 2021年1月1日以前から無職

※ 無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

2021年1月2日以降に退職・廃業しており、申込日現在無職である場合（31ページ【収入計算欄】B）

- ①「1. 給与所得」又は「2. 商店・農業工業、個人経営」に☑します。

- ②下部「○ 2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択します。

- ③ ①で「1. 給与所得」を選択した場合は、「・ 給与所得者 給与支払金額合計」に、「2. 商店・農業工業、個人経営」を選択した場合は、「・ 給与所得者以外 所得金額合計」に、「0万円」と入力します。



生計維持者が海外に居住している場合で無職無収入の場合(E)も同じ入力の仕方を行います。

また、併せて申込日現在、失業手当や年金等の手当を受給している場合は、併せて「3.」～「9.」の該当する項目に☑を付け、31ページ【収入計算欄】で算出した金額を入力する必要があります。

(d) 所得(申込時点の状況)について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。

※ 金額は万円単位で入力してください。〈例: 1,000,000円⇒100万円〉

- | | | |
|--|----|---------------|
| ☒ 1. 給与所得 | 年額 | 300 万円 (半角数字) |
| ☐ 2. 商店・農業工業、個人経営 | | |
| ☒ 3. 失業手当 | 年額 | 300 万円 (半角数字) |
| ☐ 4. 生活保護費 | | |
| ☐ 5. 傷病手当金 | 年額 | 万円 (半角数字) |
| ☐ 6. 年金 | 年額 | 万円 (半角数字) |
| ☐ 7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 | 年額 | 万円 (半角数字) |
| ☐ 8. 祖父母等からの援助や養育費等 | 年額 | 万円 (半角数字) |
| ☐ 9. その他 | 年額 | 万円 (半角数字) |
| ☐ 10. 2021年1月1日以前から無職 | | |

※ 無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

「1 給与所得」または「2 商店・農業工業、個人経営」を選んだ人は、あてはまるものを選択してください。

2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業しましたか。

☐ 2021年1月1日以前から同じ勤務先(同じ業務形態で事業経営)

※ 家計支持者のマイナンバーから収入情報を連携しますので収入金額の入力は不要です。

②

☒ 2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業

就職・転職・退職・開業・廃業後の年収(見込み)はいくらですか。

〈給与明細、帳簿、年報見込証明書、離職票等の写しへの提出が必要です。〉

・ 給与所得者	給与支払金額合計	年額 0 万円 (半角数字)
・ 給与所得者以外 (商店・農業工業、個人経営)	所得金額合計	年額 0 万円 (半角数字)



「4. 生活保護費」については、マイナンバーで情報収集するため、金額の入力は必要ありません。該当する場合は、「4. 生活保護費」に☑のみを入力してください。



重要

緊急採用・応急採用で申込みを行う場合は以下の点に留意してください。

「⑨-あなたの家族情報」の「3. (2)(f)」には家計急変後の収入情報を入力しますが、緊急採用・応急採用の場合は「1. 給与所得」「2. 商店・農業工業・個人経営」の年額欄が表示されるので、「3.」～「9.」に当たる手当等も全て「1. 給与所得」に計上するようにしてください（「3.」～「9.」は使用しません）。

※生計維持者の所得状況が「2. 商店・農業工業、個人経営」に当てはまる場合でも、「3.」～「9.」に当たる手当等は全て「1. 給与所得」に計上します。

<生計維持者の収入状況に関するQ&A>



- ・ 証明書類の詳しい説明は、【収入一覧】(32～33ページ)を参照ください。
- ・ 「スカラネット入力下書き用紙」の12～13ページに対応しています。

○複数の勤務先または複数の事業経営がある場合

⇒2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業等が存在するか否かで該当する収入状態が異なります。

Q1	勤務先A・B・Cの3つに勤めています。これら3つとも、2021年1月1日以前から現在まで勤めており、転職・退職はありません。
A1	この場合、マイナンバーからすべての勤務先の収入情報を取得します(2021年1月1日～12月31日までの収入情報)。別途証明書類は必要ありません。 スカラネットでは、「⑨-あなたの家族情報」の「3.(2)(f)1. 給与所得」に☑を付け、「○2021年1月1日以前から同じ勤務先(同じ業務形態で事業経営)」を選択してください。
Q2	元々勤務先A・B・Cの3つに勤めていましたが、これら3つとも全て、2021年1月2日以降に退職しました。申込日現在は手当等を含め、無職無収入状態です。
A2	この場合、全ての勤務先について32ページ「B」の証明書類を学校へ提出し、以下のとおりスカラネットに入力します。 「⑨-あなたの家族情報」の「3.(2)(f)1. 給与所得」に☑を付け、「○2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択してください。そのうえで、設問下部にある「・給与所得者の給与支払金額合計 万円」に「0万円」と入力してください。
Q3	1) 元々勤務先Aに勤めていましたが、2021年1月2日以降に勤務先Bにも勤めるようになり、申込日現在は2つの勤務先に勤めています。 2) 元々勤務先A・B、2つの会社に勤めていましたが、2021年1月2日以降に勤務先Bを退職し、申込日現在は1つの勤務先Aに勤めています。 3) 勤務先Aは2021年1月1日以前から変わらず申込日現在も勤めていますが、以前から営んでいた農業を2021年1月2日以降に廃業しました。
A3	1) については、<u>A・Bどちらの勤務先も32ページ「C」又は「D」の証明書類を取得します。</u> 2) については、<u>申込日現在勤めているAにおける32ページ「C」又は「D」の証明書類を取得します。</u> 3) については、<u>申込日現在勤めているAにおける32ページ「C」又は「D」の証明書類を取得します。</u> ※勤務先Aは、<u>2021年1月1日以前から変動がありませんが</u>、上記のとおり32ページ「C」又は「D」の書類が必要となります。また、<u>申込日現在までに退職・廃業した勤務先や事業の収入は年収に含みません。</u> スカラネットでは、「⑨-あなたの家族情報」の「3.(2)(f)1. 給与所得」に☑を付け、「○2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択してください。そのうえで、設問下部にある「・給与所得者の給与支払金額合計 万円」に31ページ【収入計算欄】で算出した金額を入力してください。

○申込日時点で無職 + 手当や援助金等を受給している場合

Q4	2020年12月に退職し、その後、現在まで年金(もしくは手当等)で生計を立てています。
A4	2021年1月1日以前に退職していますが、申込日時点で年金(もしくは手当等)による収入があるため、33ページ「I」の証明書類(もしくはほかに「G」～「L」の中で当てはまるもの全ての証明書類)を取得し、年額を算出します。 スカラネットでは、「⑨-あなたの家族情報」の「3.(2)(f)3. 失業手当」～「9. その他」の中で受給しているものについてのみ入力してください。[10. 2021年1月1日以前から無職]にはチェックは入力せずに進んでください(「1. 給与収入」や「2. 商店・農業工業、個人経営」の入力も不要です)。

※二次採用(秋)では、「2021年」を「2022年」に、「2022年」を「2023年」に、それぞれ読み替えてください。

5 特別控除に関する証明書類

次の1～5に該当する場合で証明書類が提出できる場合（1は不要）は、それぞれの項目について特別控除を受けることができます。

該当する項目があれば、「スカラネット入力下書き用紙」^[14] ページ「⑩ー特記情報」欄に必要事項を記入してください。

（注）3～5についての控除額は、1万円未満を切り上げて入力します。 例：14,300円→2万円

※生計維持者・世帯人数の考え方については12～13ページを参照してください。

	項目	控除額	提出書類	備考
1	あなたの家族は、母子又は父子家庭である	99万円	不要	在学で面談等により認定（事実確認）を受けてください。
2	あなたの家族の中に障害のある人がいる	99万円	障害者手帳のコピー	あなたを含む、あなたと同一世帯の人が対象です。1人につき、左記の金額が控除されます。
3	主に生計を維持している人（父及び母又はこれに代わって生計を維持している人）が単身赴任等で別居している	上限 71万円	控除の対象となる費用に係る領収書のコピー	控除の対象となるのは、別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費です。単身赴任等で別居している者の氏名記載がないレシート等は不可です。 ※「通帳のコピーのみ」「請求書のみ」では、領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳（又は通帳の代わりになるweb画面のコピー）を提出する際は、その請求書・契約書も併せて添付してください。添付が無い場合は、控除の対象となりません。 ※別居が1年に満たない場合は領収書等から年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。 ※上記に掲げる項目以外（引越代、食費、帰省交通費、電話代、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等）は控除の対象となりません。
4	あなたの家族に6か月以上にわたり療養中の person 又は療養を必要とする人がいる	1年間の支出金額	直近6か月分の領収書のコピー	長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは、申込日時点の分までの領収書のコピーを提出してください。長期療養を受けている者（あなたを含む）の氏名の記載のない領収書は不可です。1年間の支出金額の計算式を添付してください。 ※控除対象となる項目は下記《参考》を確認してください。
5	この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加又は収入の減少がある（見込まれる）。	1年間の支出金額	被害を受けたことの証明書と被害により生じた実費を証明する領収書のコピー	長期にわたって支出の増加又は収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少等を指します。支出の増加又は収入の減少が発生してから1年末満の場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。 ※被害を受けたことの証明書とは罹災証明書・盗難届の証明書（届出受理番号等）を指します。 ※保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。

《参考》上表、4「あなたの家族に6か月以上にわたり療養中の person 又は療養を必要とする人がいる」の対象項目

控除の対象項目	発行者（所）	注意事項
- 医師又は歯科医師への診療・治療費 - 病院、診療所への入院費用 - マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費 - 治療又は療養のための医薬品費 - 病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る） - 看護人に対して支払う費用（賄い費を含む） - 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額	- 医師（病院等） - 看護人（派出所） - 薬局 - 介護サービス提供事業者等	*健康保険などによって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。 *光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。 *証明書は一切返却しません。後日原本が必要になるもの（医療費の領収書等）は必ずコピーを提出してください。 *申込日時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。

6 スカラネットによる申込み

在学校から指定された申込期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないよう入力してください（入力期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。送信した申込内容は原則として変更できません。

(1) スカラネットの動作確認済み環境

スカラネットの動作環境は、以下を前提としています。

[パソコン]

OS : Windows 10, 11

ブラウザ : Microsoft Edge

[モバイル端末]

OS : iOS 13 以上, iPadOS 13 以上, Android 8.0 以上

ブラウザ : Mobile Safari, Android 用モバイル版 Google Chrome

(注1) フィーチャーフォンには対応していません。

(注2) アップル社が販売している macOS を搭載するコンピュータについては未確認です。

(2) スカラネット入力に関する注意事項

- ① 申込画面は8つの画面で構成され、1画面あたり30分の制限時間があります。
- ② 識別番号（ユーザID・パスワード）は、学校へ必要な書類を提出すると、学校から受け取ることができます。
- ③ 「マイナンバー提出書」に印字された申込ID・初期パスワードの入力も必要になります。
- ④ 入力文字については、下記の「(3) 文字入力」を参照してください。
- ⑤ その他、申込みに関して不明な点がある場合は、学校に確認してください。

(3) 文字入力

① 使用不可な文字

氏名は原則、住民票の記載とおりに入力してください。ただし、次の（ア）～（ウ）の留意点があります。

（ア）旧字体・異体字等は、機構のシステム上登録できない文字があります。この場合、常用字体・通用字体で表示されます（吉→吉、祐→祐、廣→廣 等）。

また、旧字体・異体字等の一部、対応できない文字があります。エラーとなり先に進めませんので、常用字体・通用字体で入力してください。対応する常用字体・通用字体がない場合は、ひらがなで入力してください。

（イ）読み方を表す「カナ氏名」には、カタカナの「ヲ」は使用できません。「オ」と入力してください。

（ウ）外国籍の人の氏名は、口座開設時に用いた住民票や在留資格証明書等の公的証明書類の記載をもとに、カタカナで入力してください。

・入力方法は下記②の（例）を参照してください。

・アルファベットの場合は使用できないため、カタカナに読み替えてください。

・（申込者本人のみ）銀行の振込口座が「名→姓」の順で登録されている場合には、例外的に振込口座に合わせて入力してください。

② 文字数の制限（本人氏名欄、生計維持者欄）

「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ全角5文字まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ全角15文字まで入力できます。

制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください（名前が途切れていてもかまいません）。漢字氏名欄は途中で入力を止め、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。

※全角漢字氏名欄に6文字以上入力すると、エラーになり先に進めません。

カナ氏名欄は15文字まで入力できますので、フルネームを入力してください。

（例）奨学 トーマス 太郎

・漢字氏名欄 【姓】奨学 【名】トーマス太（「郎」は切る）

・カナ氏名欄 【姓】ショウガク 【名】トーマスタロウ

(4) スカラネット初回ログイン ※画像は2023年1月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

奨学金申込みのためにスカラネットに初めてログインされる方は「奨学金の新規申込・進学届の提出」を、初回ログインが完了されている方は「ログイン（アカウント情報登録済の人）」をクリックしてください。

● 奨学金の新規申込・進学届の提出

◆ 申込内容の選択

申込種別を選択してください

☐ 予約採用の申込 … 進学前に申し込む（進学先で奨学金を希望する場合）

☒ 在学採用の申込 … 進学後に申し込む（在学している学校で奨学金を希望する場合）

☐ 進学届の提出 … 予約採用の採用候補者に決定済で進学した場合

在学中の学校を選択してください

☒ 大学等 … 大学等（大学・短大・高専・専修専門）に在学している場合

☐ 大学院 … 大学院に在学している場合

☐ 法科大学院 … 法科大学院に在学している場合

☐ 短期留学 … 国内の学校に在学中に短期留学をする場合

申込画面へ

☐ ログイン（アカウント情報登録済の人）

☐ 返還免除内定制度の申込

識別番号入力

学校から交付された識別番号（ユーザIDとパスワード）を入力してください。

あなたの識別番号（学校から交付されたユーザIDとパスワード）を入力してください。

(注) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

ユーザID ①

パスワード ②

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

■ スカラネットにアクセス

ブラウザのアドレスバーに次のURLを入力し、「スカラネット」にアクセスします。

<https://www.sas.jasso.go.jp/>

最初に「奨学金の新規申込・進学届の提出」を選択します。次に「在学採用の申込」、さらに「大学等」を選択します。その後、「申込画面へ」ボタンを押します。

■ 識別番号入力

別のウィンドウが開きます。学校から受け取った「識別番号」のユーザIDとパスワードを入力して、「次へ」ボタンを押します。

学種・申込選択

○ 申込選択

1. 申込み奨学金を選択してください。

(1) 定期採用（1次又は2次）

☒ 現在在学している高等学校での奨学金を申込みことができます。

(2) 累計急変採用（給付奨学金のみ）

☐ 生計維持者に特定の事由が生じたことで累計急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援を要する場合のみ申込みことができます。

学校で申込資格を確認してください。

(3) 緊急採用・応急採用（貸与奨学金のみ）

☐ 過去1年以内に生計を維持している人が失業、破産、倒産、病気、死亡等又は火災、風水害等により累計急変が生じた人のみ申込みことができます。

学校で申込資格を確認してください。

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

奨学金申込・進学届の提出専用ページ

あらかじの「奨学金案内」・「採用候補者のしおり」等で確認した内容を正しく入力してください。
受付時間は午前8時から翌日午前1時までとなっております。

日本学生支援機構

■ ログイン

申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。 ①

※「申込ID」には「マイナンバー提出書」に印刷されている申込ID、または、初回ログイン時に機構から発行された申込IDを入力してください。

申込ID ①

パスワード ②

※マイナンバー提出書の見本を表示します。

見本を表示

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

申込ID又はパスワードを忘れた方は、下の「ログインできない方」ボタンを押してください。

ログインできない方

注1) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

注2) 「マイナンバー提出書」についての注意事項

● 奨学金の申込みには、原則として、あなたとあなたの生計維持者（原則父母）のマイナンバー提出が必要です。

● 「マイナンバー提出書」の提出先は学校ではありません。指定の送付先（日本学生支援機構）へあなたから直接送付してください。

● この申込入力完了後は、「マイナンバー提出書」に必要事項を記入し必要な証明書類とあわせて、専用封筒を使って速やかに（この申込入力後1週間以内）送付（提出）してください。

■ 学種・申込選択

「申込み奨学金を選択してください。」という設問の選択肢の中から、「定期採用（1次又は2次給付奨学金・貸与奨学金）」を選択します。誤って他の選択肢を選ぶと、選考の対象にならず、申込みをやり直す必要が生じます。「定期採用」を選んでいることを再度確認してください。

選択し終わったら、「次へ」ボタンを押します。

■ アカウント情報の登録

奨学金の申込みをするのに必要なアカウント情報を登録していきます。

① ログイン：学校から受け取った「マイナンバー提出書」に印刷されている申込IDと初期パスワードを入力して、「次へ」ボタンを押します。

メールアドレス登録

○メールアドレス登録

登録するメールアドレスを入力してください。
ページ下部の「送信」ボタンを押すと、入力したメールアドレス宛に、認証コードが送られます。

【登録するメールアドレスについて】

- 申込IDのパスワードと記された場合、申込IDの通知やパスワード初期化の認証に使用されます。
- 送付メール設定をしている場合、認証メールが届かない可能性があります。 (jss@wss-jess.go.jp) からのメールを受信できるようにしてください。

メールアドレス

メールアドレス (確認用)

○新しいパスワードの設定

前面の「パスワード」欄に設定されているパスワードの変更が必要です。
新しいパスワードを設定してください。

【パスワードの構成について】

- 英数字に使用される数字や英字 (生年月日、電話番号、氏名のイニシャル等) を使用しないでください。
- 英数字にパスワードを数え入らないでください。
- 英数字の並びにパスワードを記入した文字を含まないでください。

【パスワードの構成条件】

- 半角の英字、数字を含む組合せであること。
- 8～16文字以内であること。
- 申込IDと異なる文字列であること。
- 現在登録済みのパスワードと異なるものであること。

新しいパスワード

新しいパスワード (確認用)

メールアドレス等を登録するための認証コードを発行します。
下の「送信」ボタンを押してください。

送信 

メールアドレス認証

○メールアドレス認証

入力したメールアドレスに認証コードを送信しました。
メールに記載の認証コードを入力してください。

● 認証コード (半角数字)

メールが届かないときは、下の「再送信」ボタンを押して、下の「認証」ボタンを押してください。
前の画面に戻り、再度送信してください。

再送信

認証

アカウント情報登録完了

アカウント情報を登録しました。
メールアドレス
XXXXXXXXXXXX@XXXXXXXXXXXX
申込ID
ZXXXXXXXXXXXX

※申込IDは次回以降のログインに必要となります。
メモを取って大切に保管してください。

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ 

■ アカウント情報の登録 (続き)

②メールアドレス登録：画面の指示に従って、登録したいメールアドレスを入力します。

③パスワード設定：画面の指示に従って、新しいパスワードを入力します。②③両方を入力し終わったら、「送信」ボタンを押します。

■ アカウント情報の登録 (続き)

④メールアドレス認証：②で入力したメールアドレスに認証コードが届きます。メールに記載の認証コードを入力して、「認証」ボタンを押します。

⑤アカウント情報登録完了：メールアドレスの認証に成功すると、アカウント情報の登録が完了します。メールアドレスと申込IDがセットで表示されます。メールアドレスと申込IDは必ず本冊子裏表紙の「おぼえ書き」に書き写しておいてください。「次へ」ボタンを押すと、次の画面に進みます。

(5) 申込内容の入力

メインメニュー

お知らせ
現在お知らせメッセージはありません。

奨学金の申込
本学部に在学中で奨学金を申込みの場合は、下の「奨学金申込」ボタンを押してください。

奨学金申込 

パスワード・メールアドレスの変更
スカラネットログイン時のパスワード・メールアドレスを変更する場合は、下の「パスワード・メールアドレスの変更」ボタンを押してください。

パスワード・メールアドレスの変更 

申込状況
現在の申込状況 申込開始前

詳細 

奨学金を申込みの場合は、「奨学金申込」ボタンを押してください。

ログアウト
ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

ログアウト 

※申込みの途中で一時保存して入力を中断し、申込みが完了していない場合は、「申込を再開する」ボタンが表示されます。

申込を再開する 

STEP1 確認書兼同意書の提出

※給付奨学金の申込みにあたっては、「確認書兼同意書」を「給付奨学金確認書」に、「貸与申込条件等」を「給付申込条件等」に読み替えてください。

確認書兼同意書

あなた（あなたが未成年（18歳未満）の場合は、あなたと親権者または未成年後見人）は、「確認書兼同意書」に記載されている次の内容を確認・承認したうえで、署名した「確認書兼同意書」を提出しました。

● 貸与申込条件等
● 個人利用情報の取扱いに関する同意事項

※「個人利用情報の取扱いに関する同意事項」には、該当するとあなたの個人情報が個人利用情報機関に登録される等、重要な内容が記載されています。

☐ 提出しました。
☐ 提出していません。

下の「確定等を表示」ボタンを押して確定等（保証金納付額を含む）を確認し、了解する場合のみ、申込みを行ってください。

確定等を表示 

了解します

一時保存 

STEP2 ～ STEP10 の各画面では、申込内容を途中で一時保存することができます。

次へ 

■ メインメニュー

アカウント情報登録完了した人が使える「メインメニュー」画面です。

「奨学金申込」ボタンを押して、奨学金の申込みを開始します。

■ 申込内容の入力

STEP1 確認書兼同意書の提出 画面が表示されます。これより先は、「スカラネット入力下書き用紙」にあらかじめ記入した内容を、画面の指示に従って入力していきます。

STEP10 奨学金振込口座情報確認 まで終わったら、「次へ」ボタンを押します。

STEP1 確認書提出	～	STEP6 誓約書情報	STEP7 家族情報	STEP8 家族事情	STEP9 口座情報	STEP10 口座情報確認	STEP11 申込情報一覧	STEP12 申込完了
----------------	---	----------------	---------------	---------------	---------------	------------------	--------------------------	----------------

STEP11 奨学金申込情報一覧

2023年4月1日

あなたの記入した学籍番号は **GAKU0824** です。

申込みはまだ完了していません！

あなたの入力した内容は以下の通りです。

- 入力内容に相違がない場合は、「重要事項確認（必須）」を全て確認し、ページ最下部の「送信」ボタンを押してください。また、「送信」ボタンを押した後に「受付番号」が表示されますので必ず確認してください。
- 入力内容を訂正する場合は「内容を訂正する」ボタンを押してください。
- 奨学金事業実施の参考とするため、「送信」ボタンの前に「奨学金アンケート（任意）」を設けています。回答は任意となっており、回答内容が審査結果に影響することはありません。ご協力いただける方はご回答をお願いします。

確認書兼同意書の提出	規定等を了承し、提出しました。
「マイナンバー提出書」に印字されている申込ID	ZD23XXXXXX

① - あなたの氏名・誓約情報

あなたの氏名（漢字）	梅橋 太郎
あなたの氏名（カナ）	キコウ タロウ
誓約日	2023年4月1日
生年月日	20XX年（平成XX年）7月7日
国籍	日本国
在留資格	
在留期間（満了日）	
永住意思	

① - 氏名・誓約情報の内容を訂正する

■ 申込内容の確認・訂正

STEP11 奨学金申込情報一覧が表示されます。各入力画面において誤った内容のまま入力を進めてしまった場合は、この画面において各項目の訂正が可能です。確認（訂正）後に、この画面を保存（印刷、スクリーンショット等）することをおすすめします。

STEP1 確認書提出	～	STEP6 誓約書情報	STEP7 家族情報	STEP8 家族事情	STEP9 口座情報	STEP10 口座情報確認	STEP11 申込情報一覧	STEP12 申込完了
----------------	---	----------------	---------------	---------------	---------------	------------------	--------------------------	----------------

STEP11 奨学金申込情報一覧

2023年4月1日

あなたの記入した学籍番号は **GAKU0824** です。

申込みはまだ完了していません！

貸与奨学金の返還を延滞すると、延滞金が加算されます。延滞が長くなると法的措置等が付けられることがあります。

また、奨学金の返還が困難になった場合は、利息により、毎月の返還額を1/2もしくは1/3に減額し返還期間を延長する「減額返還制度」や、一定期間返還期限を先延ばしする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。

7. ☒ はい ☐ いいえ

申込みはまだ完了していません！
奨学金アンケートの下の「送信」ボタンを必ず押してください。

奨学金アンケート（任意）

奨学金事業実施上の参考とするため、次のアンケートにご協力をお願いします。（回答は任意です。また、回答内容が奨学金の審査に影響を与えることはありません。）

- 日本学生支援機構の給付奨学金を知っているか、回答してください。

☐ 知らない ☐ 知っている

入力内容に相違がない場合は、「重要事項確認」を全て確認し、下の「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押した後に受付番号を確認してください。

送信

■ 申込内容の送信

STEP11 奨学金申込情報一覧の内容に相違がなければ、「重要事項確認（必須）」を全て確認し、「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。※「重要事項確認（必須）」の後に、アンケートが表示される場合があります。

STEP1 確認書提出	～	STEP6 誓約書情報	STEP7 家族情報	STEP8 家族事情	STEP9 口座情報	STEP10 口座情報確認	STEP11 申込情報一覧	STEP12 申込完了
----------------	---	----------------	---------------	---------------	---------------	------------------	------------------	------------------------

STEP12 申込完了

奨学金の申込をしていただきありがとうございます。
あなたの受付番号は **10999001-201-00001** です。受付番号は照会の際に必要となります。
メモを取って大切に保管してください。

メインメニューに戻る場合は、下の「メインメニューへ戻る」ボタンを押してください。

メインメニューへ戻る

ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

ログアウト

■ 受付番号の確認

申込情報が正常に送信されると、「受付番号」が表示されます。「スカラネット入力下書き用紙」表紙の「受付番号」欄と本冊子裏表紙の「おぼえ書き」に書き写しておいてください。

■ メインメニューに再ログインすると

ログアウト後、再度メインメニューにログインするためには、ZDで始まる10桁の「申込ID」と、自分で設定した「パスワード」（40ページ参照）が必要です。

申込みが完了している場合、次回ログイン以降はメインメニューで申込内容や選考結果を確認することができます。

よくあるトラブル

② 次の画面に進めない

今いるページに入力誤り・入力漏れがあると、「次へ」ボタンを押しても次の画面には進めません。エラー発生を示すメッセージと共に訂正の必要な箇所が表示されるので、指示に従って正しく入力し直してください。

③ 入力の途中で間違いに気付いた

STEP2 誓約から**STEP10 奨学金振込口座情報確認**の間は、「戻る」ボタンで前の画面に戻って直すことができます。また、最後の**STEP11 奨学金申込情報一覧**まで進んでから、訂正したい画面に戻って間違いを直すこともできます（本ページ左上参照）。訂正が終わったら、画面下の「確定」ボタンを押すと、**STEP11 奨学金申込情報一覧**の画面まで一度に進むことができます。

④ 入力の途中で強制的に終了してしまった

1画面あたり30分の入力制限時間をオーバーしてしまった、機構がデータ更新処理を開始してしまった、スカラネットの動作環境（38ページ（1）参照）を満たしていない、のいずれかが考えられます。画面内のメッセージに従っていったん申込作業を終了してください。

第3部

奨学金の貸与開始～返還

申込み後、奨学生として決定し、奨学金の貸与開始から返還までの概要は次のとおりです。

1 採用決定

学校長の推薦を受けた人について機構で選考を行い、決定します（決定時期は在学期に確認してください）。学校長の推薦を受けた人のうち採用されなかった人には在学期を通して理由を記載した不採用通知を交付します。なお、採用されなかった場合も含め、提出された申込書類等は返却しません。学校又は機構が責任をもって廃棄します。

2 奨学生採用に係る書類の交付

以下の書類が学校から交付されます。

奨学生採用に係る書類	備考
「奨学生証」	
「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」 （以下「返還誓約書」という）	43ページ 3 参照
「貸与奨学生のしおり」（ダイジェスト版）	
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証制度選択者のみ
「マイナンバー提出書」のセット（白色の封筒） ・「マイナンバー提出書」 ・「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」 ・「提出用封筒」（茶色）	緊急採用・応急採用で奨学生として採用された人のみ



緊急採用・応急採用で奨学生として採用された場合は、採用後に配付される「マイナンバー提出書」のセットにより、あなたのマイナンバーを提出してください。あなたのマイナンバー等の必要書類をととのえて機構の指定先に提出することが必要です（提出先は在学期ではありませんのでご注意ください）。提出書類、提出先、提出方法、期限等については採用時に配付される説明資料を必ず確認してください。

3 「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」を在学校の指示に従って提出し、機構が受理・審査して採用が確定します。「返還誓約書」は選択した保証制度ごとに必要な書類を添付し、在学校が定めた期限までに提出してください。**期限までに提出しない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。**

●返還誓約書と同時に提出することが必要な書類

機関保証選択者の提出書類	人的保証選択者の提出書類
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	連帯保証人・保証人の必要書類（22ページ 12 【人的保証制度】（4）参照）
【申込時にあなたのマイナンバーを提出できない場合】 市区町村で発行された奨学生（あなた）本人の「住民票」（コピー不可、誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）（注）	

（注）「返還誓約書」とともに提出する「住民票」は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

なお、第二種奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。

（参考）割賦方法の選択の説明は17ページ **10**（2）を参照してください。

4 奨学金貸与中の手続き・注意事項

（1）貸与を受けている間の注意事項

- ① 奨学生に採用された後は、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページに掲載）をよく読んで、必要な手続きについて理解し、奨学生としての自覚を持って、勉学に励んでください。
- ② 在学中は、在学校の奨学金担当者と連絡を緊密に取ってください。在学校が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、在学校からの呼び出しには必ず応じてください。
- ③ 「返還誓約書」に記入した内容に変更が生じた場合は、在学校の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。

（2）適格認定

奨学金の貸与を受け続けるためには、機構の基準を満たして奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

貸与期間中は、毎年1回（12月～2月頃）「奨学金継続願」をスカラネット・パーソナル（裏表紙参照）を通じて提出する必要があります。提出する前に「貸与額通知」（スカラネット・パーソナルで確認）に記載されている貸与月額、貸与終期までの貸与予定額及び貸与終了後の返還額等を、人的保証制度を選択した人は連帯保証人・保証人とともに、未成年の人は親権者とともに確認してください。また、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮し、貸与月額を見直したうえで「奨学金継続願」を提出してください。学校は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。これを適格認定といいます。

手続きを怠った場合、学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。

(3) 奨学生採用後に変更できる項目・変更できない項目

奨学生採用後に変更できる項目

項目	留意事項
奨学金の辞退	奨学金はいつでも辞退する（やめる）ことができます。
奨学金振込口座	振込口座の情報に誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性があります。
貸与月額	本冊子で紹介している奨学金は貸与制であり、卒業後、返還が必要です。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。ただし、下表「入学時特別貸与奨学金の額」は変更できません。
第二種奨学金の利率の算定方法	貸与時は変更可能ですが、貸与終了後は変更できません。また、在学中においても下表「奨学生採用後に変更できない項目」の「第一種奨学金＋入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法」は変更できません。
返還方式	第一種奨学金については、返還方式（「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」）を変更できます。なお、貸与終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更は可能ですが、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。
連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先となる人物の変更	選任条件を十分に確認してください（20～24ページ 12 参照）。
保証制度（人的保証から機関保証への変更）	人的保証から機関保証に変更する場合は、既に貸与を受けた奨学金に対する保証料を一括で入金する必要があります（20～24ページ 12 参照）。

奨学生採用後に変更できない項目

項目	留意事項
入学時特別増額貸与奨学金の額	原則貸与月額の初回振込時に振り込まれます。
第一種奨学金＋入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法	原則貸与月額の初回振込時に全額振り込まれた時点で、利率の算定方法が確定します。
保証制度（機関保証から人的保証への変更）	機関保証から人的保証への変更はできません。

(4) 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、返還額等、記載された事項を確認してください。

- ① 満期：貸与終期までの貸与が完了したとき。
- ② 辞退：奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき
（奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です）。
- ③ 退学：大学等を退学したとき。
- ④ 廃止：成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
- ⑤ 死亡：奨学生本人が死亡したとき。

5 貸与終了後の返還

(1) 口座振替

貸与が終了する年度に、在学校の指示に従い、スカラネット・パーソナルもしくは金融機関の窓口で、奨学金返還時の振替用口座の加入手続きをしてください。

奨学金振込口座を返還の振替用口座としたい場合でも、加入手続きが必要です。

(2) 返還額の決定と返還開始

返還額は返還方式や割賦方法（定額返還方式を選択した場合の「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」）、第二種奨学金の利率の算定方法により決定されます。

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始）。返還は、金融機関の口座からの自動引落としによって行われます。引落し日は毎月27日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。

●返還額の決定に係る項目の掲載箇所

項目	本冊子の中で説明しているページ
利率の算定方法	15ページ 8 (1)
増額貸与利率の算定方法	15ページ 8 (2)
元利均等返還	15ページ 9
返還方式の種類と概要	16ページ 10 (1)
定額返還方式の割賦方法	17ページ 10 (2)
月賦返還の例	46ページ 5 (5)
奨学金貸与・返還シミュレーション	47ページ 5 (6)

(3) 住所等に変更があった場合

あなたの住所、氏名、勤務先、電話番号等に変更があった場合には機構に届け出てください。

連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先についても、住所、電話番号等に変更があった場合には届け出てください。

(4) 繰上返還を希望する場合

貸与終了の翌月から繰上返還が可能です。ただし、貸与終了した奨学金のほかに奨学金の貸与・給付を受けている場合にはできません。

なお、利子付き奨学金（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）の繰上返還をする場合、その繰上に相当する期間の利子がかかります。ただし、据置期間利息はかかりません。

(5) 月賦返還の例

第一種奨学金

区分		貸与月額 1～3年生	貸与月額 4・5年生	貸与 月数	返還総額	定額返還方式		所得連動 返還方式
						月賦返還額	返還回数(期間)	
国・公立	自宅	21,000円	20,000円	60か月	1,236,000円	8,583円	144回(12年)	貸与終了後のあなたの収入に応じて返還月額・返還回数が変わります。 返還月額＝「課税対象所得」×9%÷12
		21,000円	30,000円	60か月	1,476,000円	9,461円	156回(13年)	
		21,000円	45,000円	60か月	1,836,000円	10,928円	168回(14年)	
	自宅外	22,500円	20,000円	60か月	1,290,000円	8,958円	144回(12年)	
		22,500円	30,000円	60か月	1,530,000円	10,625円	144回(12年)	
		22,500円	40,000円	60か月	1,770,000円	11,346円	156回(13年)	
		22,500円	51,000円	60か月	2,034,000円	12,107円	168回(14年)	
私立	自宅	32,000円	20,000円	60か月	1,632,000円	10,461円	156回(13年)	
		32,000円	30,000円	60か月	1,872,000円	11,142円	168回(14年)	
		32,000円	40,000円	60か月	2,112,000円	12,571円	168回(14年)	
		32,000円	53,000円	60か月	2,424,000円	13,466円	180回(15年)	
	自宅外	35,000円	20,000円	60か月	1,740,000円	11,153円	156回(13年)	
		35,000円	30,000円	60か月	1,980,000円	11,785円	168回(14年)	
		35,000円	40,000円	60か月	2,220,000円	13,214円	168回(14年)	
		35,000円	50,000円	60か月	2,460,000円	13,666円	180回(15年)	
国・公・私立	自宅・自宅外	35,000円	60,000円	60か月	2,700,000円	15,000円	180回(15年)	
		10,000円	20,000円	60か月	840,000円	7,000円	120回(10年)	
国・公立	自宅外	10,000円	30,000円	60か月	1,080,000円	7,500円	144回(12年)	
		10,000円	40,000円	60か月	1,320,000円	9,166円	144回(12年)	
私立	自宅・自宅外	10,000円	50,000円	60か月	1,560,000円	10,000円	156回(13年)	

(注1) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(注2) 所得連動返還方式の場合、前年度の課税対象所得の9%が年間の返還額とされているため、返還月額は、その年間の返還額を12で割った金額となります(最低返還月額は2,000円)。

第二種奨学金(4月から貸与を始める場合)

●定額返還方式の例

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》利率0.605%(注1)の場合		《参考》利率3.0%(上限)の場合		返還回数(期間)
			返還総額 (元金+利子)	月賦返還額	返還総額 (元金+利子)	月賦返還額	
20,000円	24か月	480,000円	494,676円	4,580円	555,329円	5,141円	108回(9年)
30,000円	24か月	720,000円	742,046円	6,870円	833,004円	7,713円	108回(9年)
40,000円	24か月	960,000円	992,355円	8,269円	1,126,462円	9,386円	120回(10年)
50,000円	24か月	1,200,000円	1,247,879円	8,665円	1,448,002円	10,055円	144回(12年)
60,000円	24か月	1,440,000円	1,501,934円	9,627円	1,761,917円	11,293円	156回(13年)
70,000円	24か月	1,680,000円	1,757,478円	10,460円	2,084,144円	12,405円	168回(14年)
80,000円	24か月	1,920,000円	2,002,603円	12,837円	2,349,227円	15,059円	156回(13年)
90,000円	24か月	2,160,000円	2,259,636円	13,450円	2,679,629円	15,950円	168回(14年)
100,000円	24か月	2,400,000円	2,518,192円	13,989円	3,018,568円	16,769円	180回(15年)
110,000円	24か月	2,640,000円	2,770,016円	15,388円	3,320,402円	18,446円	180回(15年)
120,000円	24か月	2,880,000円	3,030,818円	15,785円	3,672,102円	19,125円	192回(16年)

(注1) 2022年11月貸与終了者の利率(利率固定方式)です。

(注2) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(6)「奨学金貸与・返還シミュレーション」について

貸与月額等の条件を設定し、返還総額・返還回数等を試算することができるシステムです。

「奨学金貸与・返還シミュレーション」には、以下の①または②のいずれかの方法でアクセスしてください。

①下記機構のホームページにアクセスし、「奨学金貸与・返還シミュレーション」をクリックする。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/simulation.html>

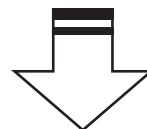
②QRコードからアクセス



〈奨学金貸与・返還シミュレーション〉

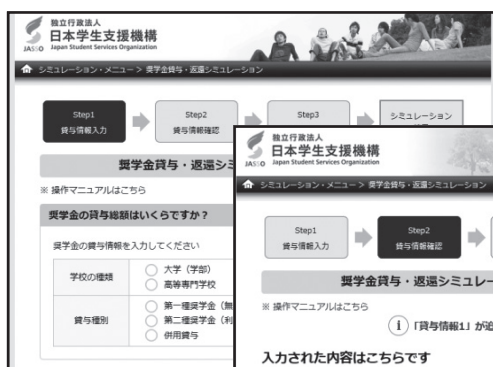


必要な奨学金や返還するときのことも考えてシミュレーションしてみましょう。



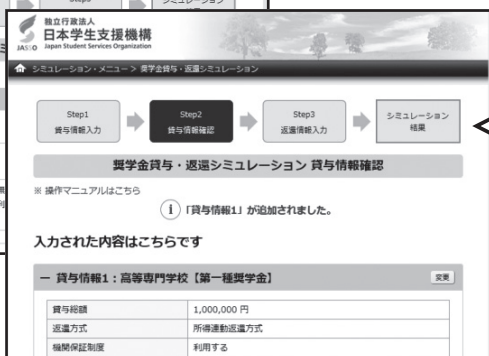
◇STEP1◇

貸与情報（借りる時の情報）を入力します。



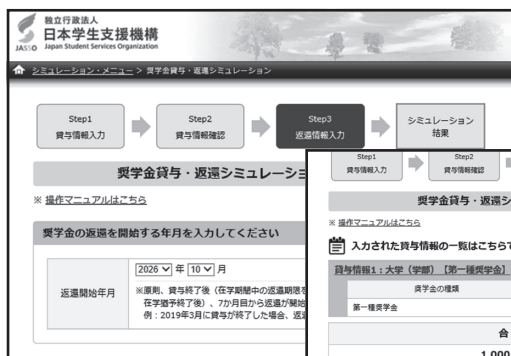
◇STEP2◇

貸与情報（STEP1で入力した内容）の確認をします。



◇STEP3◇

返還情報（返す時の情報）を入力をします。



◇シミュレーション結果◇

STEP1～3で入力した情報でシミュレートした結果を表示します。グラフも表示されます。結果は印刷できます。



画面はイメージです。

文言等については変更される場合があります。

(7) 返還が困難な場合の救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。

減額返還制度、返還期限猶予制度、在学猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用期間の制限
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	1年以内	最長、通算15年間（180か月）まで
	 返還方式を「所得連動返還方式」とした第一種奨学金については、減額返還制度は利用できません。		
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難になった場合に、願出により返還を先送りにする制度です。猶予年限特例の対象者については、通算猶予期間の制限なく利用可能です。（適用条件については機構ホームページで確認してください。）	1年以内	通算10年間（120か月）まで ※ 願出の事由による
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先送りにする制度です。在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※ 学校・課程によっては1年ごとの願出が必要	通算10年間（120か月）まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願出により返還が免除される場合があります。		

(8) 奨学金の返還を延滞した場合

延滞金の賦課

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学金については利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

督促・請求

機構又は機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話等で返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。

個人信用情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、個人信用情報機関に個人情報を登録する対象となります。

延滞が長期にわたった場合

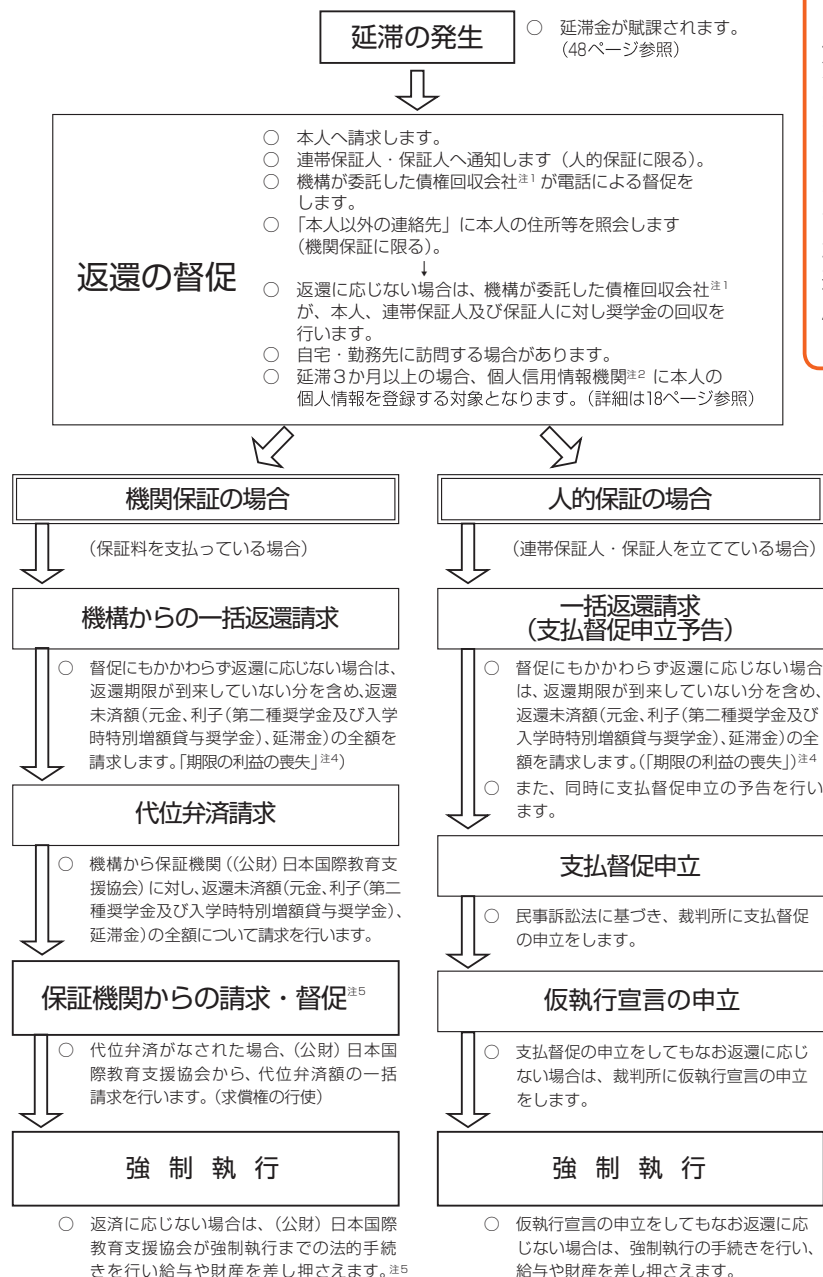
返還期日が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）について全額一括での返還を請求（※）します（期限の利益の喪失）。これに応じない場合は次のとおり法的手続き等を行うことがあります（49ページ参照）。

※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

機関保証制度の場合 保証機関があなたに代わって支払い（代位弁済）、その後は保証機関から請求されることとなります（保証機関からの請求に応じない場合、年10%の遅延損害金が増加され、最終的には強制執行までの法的手続きを行うことがあります）。なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

人的保証制度の場合 民事訴訟法に基づく法的手続きを行い、最終的に強制執行まで行うことがあります（法的手続きを行った場合、その手続費用も併せて請求します）。

奨学金の返還を延滞した場合



奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合、10月に返還開始）。貸与が終了する際は、所定の返還手続き（45ページ参照）を行うことが必要になります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度（48ページ参照）利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

裁判所を通した法的手続き

（注1）債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

（注2）個人情報情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

（注3）支払督促申立以降に生じた手続費用は、本人の負担になります。

（注4）期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）・延滞金の全額を一括返還請求されます。

（注5）なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

参考1 機関保証制度の保証料（目安）

最新の情報及び下表の記載例以外の場合については、右のQRコードから日本学生支援機構のホームページでご確認ください。



(1) 第一種奨学金

区分		1～3年生 貸与月額（円）	4・5年生 貸与月額（円）	貸与期間 （月）	貸与総額 （円）	返還回数 （月）	1～3年生 保証料額（円）	4・5年生 保証料額（円）
国・公立	自宅	21,000	20,000	1～3年生 は36 4・5年生 は24	1,236,000	144	608	579
		21,000	30,000		1,476,000	156	608	932
		21,000	45,000		1,836,000	168	608	1,583
	自宅外	22,500	20,000		1,290,000	144	652	579
		22,500	30,000		1,530,000	144	652	932
		22,500	40,000		1,770,000	156	652	1,407
		22,500	51,000		2,034,000	168	652	2,092
私立	自宅	32,000	20,000		1,632,000	156	994	579
		32,000	30,000		1,872,000	168	994	932
		32,000	40,000		2,112,000	168	994	1,407
		32,000	53,000		2,424,000	180	994	2,174
	自宅外	35,000	20,000		1,740,000	156	1,231	579
		35,000	30,000		1,980,000	168	1,231	932
		35,000	40,000		2,220,000	168	1,231	1,407
		35,000	50,000	2,460,000	180	1,231	1,956	
		35,000	60,000	2,700,000	180	1,231	2,685	
国・公・ 私立	自宅・ 自宅外	10,000	20,000	840,000	120	246	579	
		10,000	30,000	1,080,000	144	246	932	
国・公立	自宅外	10,000	40,000	1,320,000	144	246	1,407	
私立	自宅・ 自宅外							
私立	自宅外	10,000	50,000	1,560,000	156	246	1,956	

	貸与額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料額（円）
入学時特別増額貸与奨学金	100,000	1	100,000	36	1,025
	200,000		200,000	72	3,938
	300,000		300,000	84	6,819
	400,000		400,000	120	12,612
	500,000		500,000	120	15,765

(2) 第二種奨学金

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
高等専門学校 4・5年生	20,000	24	480,000	108	555
	30,000		720,000	108	832
	40,000		960,000	120	1,221
	50,000		1,200,000	144	1,797
	60,000		1,440,000	156	2,314
	70,000		1,680,000	168	2,881
	80,000		1,920,000	156	3,086
	90,000		2,160,000	168	3,704
	100,000		2,400,000	180	4,370
	110,000		2,640,000	180	4,807
	120,000		2,880,000	192	5,542

(3) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金（30万円を選択した場合）

区分	貸与月額（円）	増額貸与額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）	増額分の保証料額（円）
高等専門学校 4・5年生	20,000	300,000	24	780,000	108	555	8,334
	30,000			1,020,000	132	999	9,990
	40,000			1,260,000	144	1,439	10,794
	50,000			1,500,000	156	1,930	11,583
	60,000			1,740,000	156	2,316	11,580
	70,000			1,980,000	168	2,883	12,357
	80,000			2,220,000	168	3,295	12,357
	90,000			2,460,000	180	3,934	13,116
	100,000			2,700,000	180	4,372	13,116
	110,000			2,940,000	204	5,353	14,601
	120,000			3,180,000	216	6,128	15,321

（注） 表中では、「入学時特別増額貸与奨学金」を「増額」と表記しています。

（特記事項）

- ① 保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率、返還期間等により異なります。
※50～51ページの保証料額は、2022年度に新たに奨学生として採用された人の例であり、目安です。
- ② あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- ③ 保証料は、原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。
- ④ 入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、この奨学金が交付されときの1回払いとなります。

参考2 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款（保証の委託）

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

（保証の範囲）

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

（奨学金貸与契約の遵守）

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

（保証料等）

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることのできる場合とし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

（1）私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

（2）私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

（3）私が、保証料の過払いをしたとき。

（4）違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

（保証の効力）

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

（保証の形態）

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

（届出事項）

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

（調査）

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

（注）本約款は2023年1月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

（保証債務の履行）

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

（求償権の範囲）

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

（求償権についての返済期限の猶予）

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

（1）災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
（2）高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
（3）外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
（4）生活保護法による生活保護を受けているとき。
（5）その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

（1）第2号に該当するときは、その事由が継続する期間
（2）その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要がある場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

（求償権についての返済免除）

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

（返済期限の猶予及び返済免除の手続き）

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

（返済の充当順序）

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

（業務の委託）

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

（公正証書の作成）

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

（管轄裁判所の同意）

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会の管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

（個人情報の開示、訂正及び削除）

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

（代位弁済後の完済等の情報の提供）

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

貸与奨学金

2023年度 第一種奨学金 第二種奨学金

確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書

日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金は、借入金（貸与奨学金）です。確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学金案内（本冊子）」に記載している内容です。冊子をよく読み、内容を理解したうえで記入してください。

特に

貸与奨学金を申し込む前に 知ってほしい大切なこと

・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと ※は確認書の記載箇所	借るとき	返すとき
1. 奨学金を借りるには、「 機関保証 」（保証機関への保証料の支払いが必要）か、「 人的保証 」（父母及び親族などが保証）の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面【保証】（4）	●	
2. 「 機関保証 」を選んだ人の振込額は、 貸与月額から保証料が差し引かれた金額 になります。※確認書裏面【保証】（4）	●	
3. 奨学金を借りるには、個人情報情報の取扱いに同意する必要があります。個人情報情報機関には、 延滞した場合のみ個人情報登録 されます。※確認書表面に記載	●	●
4. 奨学金を借りるには、「 返還誓約書 」などの 提出が必要 です。なお、「返還誓約書」を提出しないと奨学生としての資格を失い、 振込済奨学金の全額を返金しなければなりません 。※確認書裏面【返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）】（5）	●	
5. 過去に奨学金を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。また、外国籍の人は、 在留資格によって借りることができない場合があります 。※確認書裏面【貸与期間の取扱い】（8）【申込資格】（10）	●	
6. 奨学金は、 学生本人の口座に振り込まれます。本人以外の口座には、振り込むことができません 。※確認書裏面【振込】（11）（12）	●	
7. 無利子の第一種奨学金は、返還方式として「 定額返還方式 」か「 所得連動返還方式 」の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面【返還方式】（1）～（3）	●	
8. 第一種奨学金と給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する授業料減免を受けているときは、第一種奨学金の貸与額が増額又は減額されることがあります。※確認書裏面【月額の変更】（14）	●	
9. 利子付きの第二種奨学金は、利率の算定方法として「 利率固定方式 」か「 利率見直し方式 」の どちらかを選ぶ 必要があります。※確認書裏面【利率の算定方法】（15）～（17）	●	
10. 学業成績不振などの場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります 。※確認書裏面【貸与中の手続き等】（21）	●	
11. 奨学金を返す時期は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目からになります。例えば、3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学金を返すための 振替用口座（リレー口座）に加入する必要があります 。返還を延滞すると、 延滞金が課されます 。※確認書裏面【返還の方法】（1）		●
12. 返還が難しい時は、願い出により 月々の返還額を1/2または1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばす制度や返還を先送りする制度 を利用できる場合があります。また、学校に在学している間は、願い出により卒業まで返還を最長10年間先送りできます。※確認書裏面【その他手続き等】（15）（16）		●
13. 「人的保証」を選んだ人が返還を延滞したときは、 連帯保証人（父または母）、保証人（おじ・おばなど）にも請求 する場合があります。※確認書裏面【返還の方法】（1）		●



●「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」記入例

記載漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

- ①「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」は、切り離すかコピーをとって使用してください。
※コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。
- ②記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。
※修正液や修正テープ等は使用しないでください。
- ③署名は必ず自署にて記入してください。
※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも現住所を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください。（本書類を記入した日）

（西暦）2023年4月10日

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。
※d～fの在留資格に該当する場合は、在留期限（在留期間の満了日）も記入してください。
※外国籍の人でb～f以外の在留資格「家族滞在」等の人は貸与の対象とはなりません。

奨学金申込日において本人が未成年者（18歳未満）の場合には、必ず親権者又は未成年後見人となっている者全員の記入が必要です。なお、児童養護施設等への入所、暴力（DV）からの避難又は親権者の意識不明等の理由により、親権者の自署が得られない場合は、在学校に相談し、指示に従ってください。

学 校 名		学 部 ・ 課 程 ・ 分 野	学 科 ・ 専 攻 ・ 研 究 科	学 籍 (学生証) 番 号
日本学生支援大学		経済	経済	123456
本 学 校 の 種 類	大学(学部)・大学院・短期大学 高等専門学校・専修学校専門課程	〒162-0000	電話番号(自宅) (携帯)	03(0000)0000 080(0000)9999
フリガナ	ショウガク タロウ	東京都新宿区市谷本村町10-7		
人 氏 名 字	奨学太郎			
生 年 月 日	昭和(平成)	16 年	5 月	1 日
性 別 (任意)	男 ・ 女			
国 籍 又 は 在 留 資 格	a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 ※d～fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)			

【個人情報同意事項】 機構は、個人情報情報への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が滞りした後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力又は返済状況の調査)の目的に取用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不著の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)。

①機構が加盟する個人情報情報機関: 全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/paic/>
 ②同機関と提携する個人情報情報機関: ㈱日本信用情報機構 <https://www.jcic.co.jp> ・ ㈱シー・アイ・シー <https://www.sic.co.jp>
 (代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

本人が未成年者の場合			
本人が未成年者(18歳未満)の場合には、親権者(上記本人の奨学金申込(保証機関に対する保証委託を含む))に同意のうえ、それぞれの欄に自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかいないときは一人)です。親権者がいない場合は、未成年後見人が同様に自署してください。			
親 権 者 又 は 未 成 年 後 見 人	氏 名	生 年 月 日	本人との続柄
	奨学 一郎	昭和(平成) 46 年 2 月 2 日	父
	現住所	(〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1	
	氏 名	生 年 月 日	本人との続柄
	奨学 花子	昭和(平成) 48 年 3 月 3 日	母
	現住所	(〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1	

親権者又は未成年後見人は必ず各自が記入・署名してください。

現住所（今お住まいの住所）は正確に記入して下さい。「同上」「本」と同じ、「〃」等は認められません。

電話番号は、自宅・携帯とも記入してください。所有していない場合は、自宅・携帯それぞれの欄に「電話なし」と記入してください。



採用後、奨学生本人と日本学生支援機構との金銭消費貸借契約を明確にする契約書である「返還誓約書」と添付書類を定められた期限までに提出する必要があります。
添付書類は選択する保証制度により異なります。
保証制度の詳細については本冊子の第1部を、添付書類の詳細については本冊子の第3部を参照してください。

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

提出用

〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

(西暦) 年 月 日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込みの入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確認し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、第一種奨学金と併せて給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定による授業料減免を受けているときは、関係法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。さらに機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

※必ず各自が記入してください。

本人	学 校 名		学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	学籍(学生証)番号	
	学校の種類	大学(学部)・大学院・短期大学 高等専門学校・専修学校専門課程	〒		電話番号(自宅) (携帯)	() ()
	フリガナ		現住所			
	氏名			生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別(任意) 男・女
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】		a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 ※d～fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)				

【個人情報同意条項】機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)。

- ①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
②同機関と提携する個人情報情報機関

- ・(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp> ・(株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp>
(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

本人が未成年者の場合

本人が未成年者(18歳未満)の場合には、親権者が上記本人の奨学金申込(保証機関に対する保証委託を含む)に同意のうえ、それぞれの欄に自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは一人)です。親権者がいない場合は、未成年後見人が同様に自署してください。

親権者又は未成年後見人	氏 名	生年月日	昭和・平成 年 月 日	本人との続柄	
	現住所	(〒 -)			
	氏 名	生年月日	昭和・平成 年 月 日	本人との続柄	
	現住所	(〒 -)			

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書は、本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--

1. 奨学金の貸与に係る事項

- 【返還方式】
- (1) 第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式（以下、「**定額返還方式**」）というが、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「**機構**」）というが）収入に連動して算出された割賦金で返還する方式（以下、「**所得連動返還方式**」）という）を選択する必要があります。なお、返還方式を選択しなかった場合及び個人番号を提出しない場合は、定額返還方式を選択したものとします。第二種奨学金においては、定額返還方式のみとなります。
- (2) 所得連動返還方式を選択したものが、個人番号等機構の指定する書類を提出しない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金を算出されます。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得連動返還方式を利用することはできません。
- (3) 返還方式の変更を希望する際は機構に願ひ出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能です。

- 【保証】
- (4) 奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるが、連帯保証人及び保証人を選任し、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法、又は奨学生を選択により保証料を保証機関に払い込む方法によることができます。払い込む方法を希望する場合は、この確認書兼個人情報情報取扱いに関する同意書（以下、「**確認書兼同意書**」）を提出する前に機構又は保証機関へ願ひ出る必要があります。ただし、払い込む方法を選択した奨学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学金の交付を保留することがあります。
- (2) 返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、機関保証を選択することが必要です。なお、返還方式の変更を願ひ出た際に受けている保証が人的保証の場合、保証料を一括で支払ったうえで機関保証に変更する必要があります。
- (3) 機関保証を選択する場合は、奨学金の貸与終了後においても奨学生本人と確実に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。
- (4) 奨学金申込時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡する等、真に止むを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けることになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができます（上記③の返還方式の変更の場合を除く）。

- 【返還誓約書（兼個人情報情報取扱いに関する同意書）】
- (5) 機関保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに機関保証を受けたことを表示した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書を提出しなければなりません。
- (2) 人的保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連帯の押印した返還誓約書を提出しなければなりません。連帯保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）及び収入に関する証明書類、保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
- (3) 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに振り込まれた奨学金がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
- (6) 個人番号を提出していない奨学生は返還誓約書に「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとし
- (7) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

- 【貸与期間の取扱い】
- (8) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分（それぞれの学校の専攻科、大学における別科、専修学校における修業年限2年以上の専修学校専門課程修了後に入学資格の要件として入る学科は、それぞれ異なる学校区分とみなす）において現在在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現在在学する学校の修業年限（修業年限を定めた学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間）に達するまでの期間とし、また、ただし、機構が特に必要と認めるときは、第一種奨学金においては全ての学科の区分を通じて、第二種奨学金においては同一の学校の区分における貸与と契約の限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現在在学する学校の修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします（同一の学校・学部・学科・研究科を一度返還後に復籍する場合を除く）。
- ア 短期大学
イ 短期大学
ウ 専修学校課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む）
エ 専修学校課程（法科大学院を含む）の課程
オ 専修学校課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）
カ 専修学校専門課程
- (9) 第一種奨学金の長期履修課程に在学する者の貸与終期は、通常の課程における標準修業年限の終期までとします。

- 【申込資格】
- (10) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者としてとします。
- ア 「日本国と他の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成33年法律第71号）」第3条の規定による法定帰化永住者として本邦に在留する者
イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
ウ 同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準すると当該者が在学する学校の長が認めたもの

- 【振込】
- (11) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他一部銀行では取り扱っていません）。
- (12) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することができます。入学時特別増額貸与奨学金は、入学年月分を始期として基本月額に振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

- 【月額の変更】
- (13) 平成30年度以降入学者が第一種奨学金の貸与を受ける場合は、申込時の収入、所得金額により、機構が定める基準を満たす場合に自宅又は自宅外月額の最高月額の貸与を受けることができます。
- (2) 第一種奨学金においては、貸与月額は、機構の定める手続きにより変更することとなります。ただし、採用時、自宅外通学の貸与月額を受けていた者が、自宅通学に変った場合は速やかに「第一種奨学金貸与月額変更願（届）」の届出が必要で、この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります（大学院は除く）。
- (3) 第二種奨学金においては、基本月額、増額月額は、機構が定める手続きにより変更することができます。
- (14) 第一種奨学金と併せて給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する法律第11条第1項の規定による授業料減免を受けているときは、関係法令の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額（複数あるときは、機構の定める額）に変更されることがあります。また、毎年度機構が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額が見直された場合においても、法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額もしくは減額（複数あるときは機構が定める額）に変更されることがあることに同意します。

- 【利率の算定方法】
- (15) 第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率、第二種奨学金における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力した方法、又は「奨学金申込書」に記載した方法に従ってのとおり定められます。
- (2) 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「**財投**」）という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下、「**債券**」）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- (3) 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利回り見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後の返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- (16) 第二種奨学金において入学時特別増額貸与奨学金を受けた者並びに私立大学の医学・歯学・薬学又は獣医学を履修する課程及び法科大学院に在学する者が増額月額の貸与を受けた場合は利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学金又は増額月額に係る利率を加重平均して決定します。
- 第二種奨学金における基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
- (17) 第一種奨学金における利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間隔けで出ることができません。ただし、第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。
- 【貸与中の手続き等】
- (18) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。
- (19) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。
- ア 休学、復学、転学、編入学、留学（休学）又は退学したとき。
イ 連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
ウ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
エ 奨学金を辞退するとき。
オ 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません。
- (20) 機構は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
- ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
ウ 学業成績が不振又は品行が不良となったとき。
エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
オ 停学、その他の処分を受けたとき。
カ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
キ 奨学金の申込時にインターネットに入力すべき事項、若しくは「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。
ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (22) 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。
- (23) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり、在学学校長を経て願ひ出たときは奨学金の交付を復活することができます。

- し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
- (17) 第一種奨学金における利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間隔けで出ることができません。ただし、第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。
- 【貸与中の手続き等】
- (18) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。
- (19) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。
- ア 休学、復学、転学、編入学、留学（休学）又は退学したとき。
イ 連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
ウ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
エ 奨学金を辞退するとき。
オ 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません。
- (20) 機構は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
- ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
ウ 学業成績が不振又は品行が不良となったとき。
エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
オ 停学、その他の処分を受けたとき。
カ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
キ 奨学金の申込時にインターネットに入力すべき事項、若しくは「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。
ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (22) 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。
- (23) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり、在学学校長を経て願ひ出たときは奨学金の交付を復活することができます。

2. 奨学金の返還に係る事項

- 【返還の方法】
- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はインターネット専業銀行のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法（リレー口座）で返還することになります（一部の信託銀行、信用組合、漁業協同組合、インターネット専業銀行及びその他の一部銀行のなかには、奨学金返還を取り扱わない金融機関があります）。機構が指定する期限までにスカラネット・パーソナル又は口座振替（リレー口座）加入申込書で加入手続きを行うこととなります。延滞するまで、延滞している割賦金（利子を除く）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年(365日あたり) 3%の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。
- 機関保証を選択した場合、督促されてもなお延滞していること、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10%の遅延損害金が課されます。督促されてもなお延滞していること、本人に対する法的な手続きを行うこともあります。人の保証を選択した場合、督促されてもなお延滞していること、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。本人や連帯保証人等に対して法的手続きを行うこともあります。
- (2) 返還方式が定額返還方式の奨学生は、返還誓約書において月賦返還又は月賦・半年間併用返還のいずれかの返還方法を選択することになります。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。
- (3) 返還方式が定額返還方式の場合は、20年（月賦返還で240回）以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された金額、第二種奨学金及び第一種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金は、貸与金額（本人）に応じた返還回数で、元利均等計算により算出された金額です。
- (4) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生の返還方法は月賦返還になります。なお、返還方式が定額返還方式から所得連動返還方式に変更した際に返還方法として月賦返還以外の返還方法を選択していた場合、返還方法は月賦返還に変更されます。
- (5) 割賦金（元本・利子）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。
- (6) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰上げて返還することができます。
- (7) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行までの法的手続きを行うことができます。なお、手続きにかかった費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。
- (8) 本人が債務（貸与を受けた総額、利子、延滞金及び督促手続費用）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けてもなお延滞を解消しない場合は、債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
- ※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと判断することにより、口座振替（リレー口座）による返還が適当でない機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
- (10) 返還に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振り替えます。
- (11) 本人、連帯保証人及び保証人から返還期日を過ぎても返還がない場合、または所定の手続きを怠った場合には、機構が委託した債権回収会社から呆電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することになります。
- (12) 本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 【その他手続き等】
- (13) 奨学金の貸与が終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
- (14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変わったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。また機構が本人から最後に届け出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が返着又は到着しなかった場合、連帯者など、住所に到着したものとします。
- (15) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願ひ出により減額返還（1回当たりの割賦金を2分の1または3分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することができます。ただし、返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することができません。
- (16) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願ひ出により返還の期限を猶予することができます。
- (17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。
- (18) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体障害によって、その奨学金を返還することができなくなったときは、願ひ出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。
- (19) 大学院で貸与を受けた第一種奨学金について、在学中に特に優れた業績を挙げたとして機構が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することができます。
- (20) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に対して提供することができます。
- 【個人番号の利用】
- (21) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項において「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

- 申込後採用されなかった場合、採用取消となった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。
- その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の諸規程の定めによります。

メモ

メモ

メモ



おぼえ書き

学校から指定された申込期限や書類提出日等を記入して、提出もれなどのないようにしておきましょう。

申込関係書類の学校提出期限					スカラネット入力期限				
月 日 ()					月 日 () 時まで				
申込ID (マイナンバー提出書に印刷されています)									
Z	D	2	3						
メールアドレス (初回ログイン時に登録したもの)									
スカラネット入力完了時の受付番号									
					—			—	
マイナンバー関係書類を郵送した日 (スカラネット入力完了後、1週間以内)									
月 日 ()									



ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問合せは、まずホームページをご覧ください。

進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで、受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。



奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数 of 試算ができます。



スカラネット・パーソナル (スカラPS)

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細を確認することもできます。



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページにて確認してください。

地方公共団体による奨学金の返還支援 (地方創生)



企業による奨学金返還支援 (代理返還)



申込みに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301 [ナビダイヤル 全国共通]

月曜日～金曜日 9:00～20:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問合せ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」「用意する書類が分からない」



0570-001-320 [ナビダイヤル 全国共通]

月曜日～金曜日 9:00～18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)